

平成27年10月

城南衛生管理組合議会議定例会

会 議 録

第 1 号

(10月13日)

平成27年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成27年10月13日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
関東佐世子	議員
菱田明儀	議員
山田芳彦	議員
原田周一	議員
山内実貴子	議員
中坊陽	議員
村田忠文	議員
上原敏	議員
大西吉文	議員
西良倫	議員
藤城光雄	議員
中井孝紀	議員
中野ますみ	議員
秋月新治	議員
大河直幸	議員
久保田幹彦	議員
坂下弘親	議員
長野恵津子	議員
服部正	議員
松峯茂	議員
水谷修	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
寺島修治	事業部長
太田博	施設部長
越智広志	安全推進室長

伊庭利夫	会計管理者
杉崎雅俊	事業部次長
福西博	施設部参事
橋本哲也	財政課長
池本篤史	施設課長
川島修啓	クリーン21長谷山所長
岡輝臣	リサイクルセンター長谷山所長
花畑久仁浩	エコ・ポート長谷山所長
山之江亨	新折居清掃工場建設推進課担当課長
栗山淳彦	業務課長
山内皇太郎	クリーンピア沢所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

木下敦	議会事務局長
白井祥吾	財政課係長

### 4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第10号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5	議案第11号 平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	休会について

### 5 会議に付議した事件

日程第1～日程第6

午前9時57分 開会

○長野恵津子議長 少し定刻前でございますけれども、全員お揃いですので、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、10月定例会は成立をいたしました。

これより平成27年10月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第1 諸報告について

### ○長野恵津子議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果7件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、専決処分の報告につきましてはお手元に配付をいたしておりますが、この際、補足説明を求めることにいたします。

寺島事業部長。

### ○寺島修治事業部長（登壇） おはようございます。

それでは、報告第2号、専決処分の報告についてのご説明をさせていただきます。お手元の参考資料をご覧いただきたいと存じます。

本件事故は平成27年7月27日月曜日の午前10時20分ごろ、クリーン21長谷山の構内道路におきまして当組合の職員がフォークリフトでパレットを運搬中に、一旦停止した城陽市委託のごみ収集車両に後ろから追突し、当該車両の後部左側の指示灯を損傷させたものでございます。

その後、相手方との話し合いの中で、平成27年8月21日に相手方の車両修繕に係る損害賠償として4万7,790円を支払う内容をもって示談が成立いたしました。これに伴いまして、損害賠償を速やかに行う必要がございましたこと、また、かつ損害賠償額が議会から委任を受けております金額、500万円でございますが、その金額以内でありましたことから、当日に、損害賠償額の決定につきまして地方自治法第180条第1項の規定に基づきます専決処分を行ったものでございます。なお、損害賠償金につきましては、その全額が保険金で措置されております。

職員の自動車等の運転につきましては、日ごろから公私を問わず安全運転、法令遵守の注意喚起を行っているところでございます。今後につきましても、いま一度事故を起こさないよう職員への周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、ご報告でございます。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

### ○長野恵津子議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長において、山内実貴子議員、中井孝紀議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定について

### ○長野恵津子議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から11月27日までの46日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は46日間と決定いたしました。

日程第4 議案第10号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○長野恵津子議長 次に、日程第4、議案第10号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年10月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼申し上げます。

議案の提案理由の説明に入ります前にご報告させていただきたいと存じます。

先日、ご案内を送付させていただきましたが、10月25日の日曜日に2年ぶりとなります環境まつりを開催いたします。主催者挨拶や来賓各位のご紹介を含めた開会セレモニーは予定しておりませんが、ご来場いただければ幸いに存じます。

また、新しい折居清掃工場の建設工事の起工式を12月1日の火曜日に挙げる予定といたしております。後日ご案内状を送付させていただきますので、ご多用のこととは存じますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただ今議題となりました議案第10号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております議案第10号参考資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が、平成27年10月1日から施行されたところでございます。本案は、この法律の施行によりまして公務員等の共済年金制度が厚生年金保険に一元化されることに伴いまして、本組合条例におきまして法律名称を引用しています部分の改正を行う必要が生じたため、提案いたすものでございます。なお、施行期日につきましては同法律が10月1日から施行されておりますことから、公布の日から施行とし、10月1日に遡及適用といたしております。

よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 長野恵津子議長** これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 長野恵津子議長** これにて討論を終結いたします。  
これより議案第10号を採決いたします。  
第10号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

- 長野恵津子議長** 起立全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号 平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

- 長野恵津子議長** 次に、日程第5、議案第11号、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
山本正管理者。

- 山本 正管理者**(登壇) ただ今議題となりました、議案第11号、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、地方自治法第233条第5項の規定に基づきます、主要な施策の成果説明書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のほかに、歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類として提出いたすものでございます。なお、参考資料として平成26年度の決算額を基礎に作成いたしました、貸借対照表と行政コスト計算書を作成いたしておりますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

それでは、計数の詳細につきましては後ほど会計管理者から説明をいたさせますので、よろしくご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 長野恵津子議長** 次に、決算の計数について説明を求めます。  
伊庭利夫会計管理者。

○伊庭利夫会計管理者（登壇） それでは、私の方から、議案第11号、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算についての計数的な説明を申し上げます。

まず、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算書の概略を説明させていただきます。次に、その詳細を記載しております、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書を説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、歳入の決算でございますが、決算書の1ページ、2ページをご覧ください。歳入決算の総額は表の下段に記載しております収入済額でございますが、61億2,964万5,495円、不納欠損額14万416円、収入未済額119万4,427円となっておりまして、予算総現額62億102万5,000円に対しまして、7,137万9,505円の減額となっております。

次に、歳出の決算でございますが、3ページ、4ページをご覧ください。歳出決算の総額は、表の下段に記載しております支出済額でございますが、60億4,818万8,331円。翌年度への繰越額は8,370万円、不用額は6,913万6,669円となっておりまして、予算現額62億102万5,000円に対しまして、1億5,283万6,669円の差引残額となっております。

なお、収入済額から支出済額を差し引きました歳入歳出差引残額は、3ページ中ほどに記載しております8,145万7,164円となっており、繰越明許費繰越額の2,100万円が含まれております。

以上が平成26年度の決算書の概略でございます。

続きまして、決算書の詳細につきまして、次のページ、5ページからの事項別明細書に沿い、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、歳入は5ページから10ページに記載しております。まずは5ページ、6ページをご覧ください。表の上段に記載しております。

款1、分担金及び負担金でございます。分担金は構成市町からいただいているものであり、歳入予算の大部分を占めております。予算現額35億6,345万7,000円に対しまして、収入済額は予算現額と同額の35億6,345万7,000円となっておりまして、調定額どおりの収入となっております。

次に、同じページの表中段に記載しております、款2、使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料につきましては、予算現額4億8,015万円、調定額4億8,764万4,184円に対しまして、収入済額は4億8,630万9,341円となっております。この収入の主なものは衛生手数料の4億8,479万1,478円でございます。その中には、6ページの備考欄に記載しております還付未済額4万2,510円が含まれております。

次に、同じページの表下段に記載しております、款3、国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、予算現額5億9,701万5,000円に対しまして、収入済額は5億9,792万4,000円となっておりまして、調定額どおりの収入となっております。

次に、同じページの表最下段に記載しております、款4、府支出金でございます。府



支出金につきましては予算の計上はしておりません。収入済額 2 1 2 万円となっております。収入済額 2 1 2 万円となっておりまして、調定額どおりの収入となっております。

続きまして、次のページ、7 ページ、8 ページをご覧ください。表の上段に記載しております、款 5、財産収入でございます。財産収入につきましては、予算現額 1 億 2, 8 4 5 万 4, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 1 億 1, 5 2 1 万 7, 2 3 2 円となっておりまして、調定額どおりの収入となっております。この収入の主なものは同じページの表中段に記載しております財産運用収入でありまして、利子及び配当金 9 6 万 7, 7 4 0 円、物品売払収入 1 億 1, 4 2 4 万 9, 4 9 2 円でございます。なお、物品売払収入の主なものといたしましては、缶及びペットボトルなどリサイクル資源化物や破碎選別有価物の売払収入が主なものであります。

次に、同じページの表中段に記載しております、款 6、繰入金でございます。繰入金につきましては、予算現額 3, 5 8 6 万円に対しまして、収入済額は同じく 3, 5 8 6 万円となっておりまして、調定額どおりの収入となっております。なお、この繰入金はし尿収集運搬委託企業転廃業助成基金の繰入金でございます。

次に、同じページの表下段に記載しております、款 7、繰越金でございます。繰越金につきましては、予算現額 8, 5 6 4 万 8, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 8, 5 6 4 万 8, 4 2 7 円となっておりまして、調定額どおりの収入となっております。

次に、同じページの表最下段に記載しております、款 8、諸収入でございます。諸収入につきましては、予算現額 1 億 6, 5 7 4 万 1, 0 0 0 円に対しまして、収入済額は 1 億 6, 6 4 0 万 9, 4 9 5 円となっておりまして、調定額どおりの収入となっております。諸収入の主なものといたしましては、次のページ、9 ページ、1 0 ページの表上段に記載しております雑入の 1 億 6, 5 6 7 万 8, 3 8 3 円でございます。その内訳は、目 1、発電収入のクリーン 2 1 長谷山の発電による余剰電力売却収入 1 億 4, 9 9 8 万 4, 8 1 3 円のほか、工房教室の参加料や太陽が丘への蒸気供給負担金、紙おむつ用指定袋代などが主な収入でございます。

最後に、同じページの表中段に記載しております、款 9、組合債でございます。組合債は、工場基幹設備の改修整備事業や施設等の更新事業などに係る起債でありまして、予算現額 1 1 億 4, 4 7 0 万円に対しまして、収入済額は 1 0 億 7, 6 7 0 万円となっておりまして、調定額どおりの収入となっております。

以上が歳入決算の説明でございます。

続きまして、歳出決算の説明をさせていただきます。歳出につきましては、1 1 ページから 2 8 ページに記載しております。

まずは 1 1 ページ、1 2 ページをご覧ください。表の最上段に記載しております、款 1、議会費でございます。議会費につきましては、予算現額 5 9 1 万 5, 0 0 0 円に対しまして、支出済額は 5 3 9 万 2, 6 2 3 円であり、その不用額は 5 2 万 2, 3 7 7 円となっております。

次に、同じページの表中段に記載しております、款 2、総務費でございます。総務費につきましては、予算現額 6 億 3, 7 6 4 万 8, 0 0 0 円に対しまして、支出済額は 6 億 3, 1 1 3 万 5, 7 1 9 円であり、その不用額は 6 5 1 万 2, 2 8 1 円となっております。なお、主な不用額といたしましては、同じページに記載しております、一般管理費の 4

68万7,085円が主な不用額でございます。

次に、ページを飛ばしまして、15ページ、16ページをご覧願います。款3、衛生費でございます。衛生費は、工場施設関連の経費が中心となっております、予算現額49億6,135万7,000円に対しまして、支出済額は48億2,069万9,475円となっております。また、翌年度繰越額として23ページ、24ページの表下段に記載してございます、ごみ埋立費のうち、15節の工事請負費に計上しております、8,370万円を翌年度への繰越しといたしましたので、15、16ページに戻りまして、その不用額は5,695万7,525円となっております。なお、主な不用額といたしましては、次のページ、17ページ、18ページの表下段に記載しております、し尿処理費で878万7,260円、次のページ、19ページ、20ページの表中段に記載しておりますごみ焼却費で2,539万7,151円、次のページ、21ページ、22ページの表中段に記載しております、リサイクル費で370万1,461円、同じページの表下段に記載しておりますごみ破碎費で415万6,029円、次のページ、23ページ、24ページの表中段に記載しております、ごみ埋立費で923万8,216円などが主な不用額でございます。

続きまして、次のページ、25ページ、26ページをご覧願います。表の中段に記載しております、款4、公債費でございます。公債費はいわゆる借金の返済でありまして、予算現額5億9,111万円に対しまして、支出済額は5億9,096万514円であり、その不用額は14万9,486円となっております。

最後に、同じページの表最下段に記載しております、款5、予備費でございます。予備費につきましては、当初予算額500万円に対しまして、予算の執行過程においてその一部を充用しております。その内容につきましては26ページの備考欄に記載しております。3、衛生費、1、清掃費、2、し尿委託費、13、委託料へ充用しております、その充用額は5,000円となっております。

以上で歳出決算の説明を終わらせていただきます。

次に、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

29ページをご覧願います。歳入総額61億2,964万5,495円に対しまして、歳出総額は60億4,818万8,331円、歳入歳出差引額は8,145万7,164円となっておりますが、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額が2,100万円となっております、実質収支額は6,045万7,164円となっております。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。30ページをご覧願います。公有財産のうち、土地につきましては表の左側に記載しておりまして、その最下段に記載しております、土地の決算年度末現在高の合計は18万3,199.86㎡となっております、決算年度中の増減はございません。また、建物につきましては表の右側に記載しておりまして、その右の欄の最下段に記載しております建物の決算年度末現在高につきましても、決算年度中の増減はなく、4万585.97㎡となっております。

次に、物品についてご説明申し上げます。

31ページ、32ページをご覧願います。32ページの表最下段の合計欄に記載しております物品のうち、決算年度中に3物品が増加し、2物品が減少いたしました。その結果、決算年度末現在高の合計は136物品となっております。

次に、基金についてご説明申し上げます。

33ページをご覧ください。まず、上段の表は財産調整基金でございます。財政調整基金につきましては、一般会計からの積立金と運用益で4,092万8,818円が増加し、決算年度末現在高は9,563万3,036円となっております。

次に、下段の表、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金は平成23年度から定期積立を再開しております。決算年度では分担金からの積み立てで3,000万円、現金の預け入れなどによる運用益で90万8,922円、合計3,090万8,922円の現金が増加いたしました。一方で、し尿の収集量減少に伴いますし尿収集車両1台分の減車が発生いたしましたので、3,586万円を支出し、現金の決算年度末現在高は7,325万7,480円となっております。次に、有価証券ですが、有価証券に関する決算年度中の増減はございませんので、有価証券の決算年度末の残高は2億4,985万5,000円となっております。これにより、基金の決算年度末の現金、有価証券を合わせました現在高の合計は3億2,311万2,480円となっております。

以上で平成26年度決算の計数説明とさせていただきます。どうかよろしくご審議賜りまして、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○**長野恵津子議長** この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

垣内太平代表監査委員。

○**垣内太平代表監査委員（登壇）** おはようございます。失礼をいたします。

それでは、平成26年度決算審査の結果を朗読によりまして報告させていただきます。ただ今紹介をいただきました監査委員の垣内でございます。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、管理者から審査に付されました平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査をいたしましたので、その結果の大要を報告させていただきます。

決算の審査は、去る9月9日に大西監査委員とともに本組合事務局において実施いたしました。

審査の対象は平成26年度一般会計歳入歳出決算についてでございます。

審査の方法といたしましては、管理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が法令の規定に準拠して作成されているかを確認、決算計数につきましては歳入歳出簿及び証拠書類その他関係諸帳簿、並びに財産台帳と照合し、予算の執行内容につきましても決算との比較分析等によりまして検討を加えながら、関係職員からの説明聴取や質問を行う中で審査を行いました。

審査の結果でございますが、審査に付されました決算及び附属書類は法令の規定に準拠して作成されており、その計数についてはいずれも関係諸帳簿と符合しており、正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要でございますが、予算現額62億102万5,000円に対する決算額は歳入が61億2,964万5,495円、歳出が60億4,818万8,331円あります。歳入歳出差引残額は8,145万7,164円ありますが、うち繰越明許費繰越額が2,100万円ありますので、実質収支額は6,045万7,164円となっ

ております。

なお、決算を前年度と比較いたしますと、歳入は14億5,330万6,844円、これは31.08%、歳出につきましても14億5,749万8,107円、これは31.75%と、ともに増額となっております。

細目の数値、比率等につきましては、お手元に配付されております審査意見書をご清覧いただきたいと思います。

なお、平成26年度決算の参考資料として、今年度も貸借対照表及び行政コスト計算書が作成されており、行政サービスに要した費用やそれに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。

以上、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

また、平成26年8月7日付で京都府山城北保健所より措置命令及び改善命令の履行の確認を受け、施設の稼働を再開した奥山排水処理施設の現地視察を平成27年9月28日に行いました。関係職員から施設の概要等の説明を受けた後、現地視察を行い、適正かつ安定した処理が行われていることを確認したことを報告させていただきます。

以上でございます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において亀田優子議員、関東佐世子議員、原田周一議員、中坊陽議員、西良倫議員、藤城光雄議員、中井孝紀議員、大河直幸議員、久保田幹彦議員、坂下弘親議員、服部正議員、以上の11名を指名したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました決算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長までご報告願います。

なお、垣内代表監査委員におかれましては、これにて退席されます。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

決算特別委員の皆さんは1階のD会議室にお集まりください。

午前10時37分 休憩

午前10時47分 再開

○長野恵津子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました決算特別委員会において、正副委員長互選の結果、委員長には藤城光雄議員が、副委員長には中井孝紀議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げます。

#### 日程第6 休会について

○長野恵津子議長 次に、日程第6、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、10月14日から11月26日までの44日間を休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。よって、10月14日から11月26日までの44日間を休会することに決定いたしました。

以上もちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締め切りは11月10日午後5時までとなっておりますので、ご承知おき願います。

次回は11月27日午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 長野恵津子

副議長 山田 芳彦

議 員 山内実貴子

議 員 中井 孝紀

第2号

(11月27日)

平成27年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成27年11月27日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
関東佐世子	議員
菱田明儀	議員
山田芳彦	議員
原田周一	議員
山内実貴子	議員
中坊陽	議員
村田忠文	議員
上原敏	議員
大西吉文	議員
西良倫	議員
藤城光雄	議員
中井孝紀	議員
中野ますみ	議員
秋月新治	議員
大河直幸	議員
久保田幹彦	議員
坂下弘親	議員
長野恵津子	議員
服部正	議員
松峯茂	議員
水谷修	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
中谷浩三	井手町副町長
竹内啓雄	専任副管理者
寺島修治	事業部長
太田博	施設部長
越智広志	安全推進室長



伊庭利夫	会計管理者
杉崎雅俊	事業部次長
福西博	施設部参事
橋本哲也	財政課長
池本篤史	施設課長
川島修啓	クリーン21長谷山所長
岡輝臣	リサイクルセンター長谷山所長
花畑久仁浩	エコ・ポート長谷山所長
山之江亨	新折居清掃工場建設推進課担当課長
栗山淳彦	業務課長
山内皇太郎	クリーンピア沢所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

木下敦	議会事務局長
白井祥吾	財政課係長

### 4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	一般質問
日程第 3	議案第11号 平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	議案第12号 監査委員の選任同意を求めるについて
日程第 5	議案第13号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 6	議案第14号 平成27年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)
日程第 7	閉会中継続調査の申し出について

### 5 会議に付議した事件

日程第1～日程第7

午前9時59分 開会

○長野恵津子議長 おはようございます。定刻より少しはようございますけれども、始めさせていただきますと思っております。

会議前に、ご報告をいたします。

汐見副管理者から欠席の届け出があり、中谷副町長に出席をいただいておりますので、ご報告を申し上げておきます。

また、坂下議員より遅刻の届け出が出ておりますので、報告をさせていただきます。  
ただ今の出席議員数は21人でございます。既に定足数に達しておりますので、これより平成27年10月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 諸報告について

○長野恵津子議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

#### 日程第2 一般質問

○長野恵津子議長 次に、日程第2、一般質問を行います。

水谷議員。

○水谷 修議員（登壇） おはようございます。折居清掃工場の更新事業がいよいよ起工式を迎え、そして環境影響評価が出されているという、こういう段階でございますので、改めて一般質問をしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

し尿処理施設を更新せず、八幡市の下水道区域に組み込むことで、一事業所として八幡市の下水道に、し尿を希釈の上、投入することとしています。その料金と、かかるコストについて説明していただきたいと思っております。

政府は、し尿の量の減少と、し尿処理施設老朽化の対策として、広域化やバイオマスの対策を示しておられます。京都府内での広域化やバイオマス化はどうなっているのか、本組合での検討はどうだったのか、改めて説明いただきたいと思っております。

また、MICS事業や広域化の協議・検討はどうだったのか、説明していただきたいと思っております。その場合の、下水道投入の場合の構成自治体の分担金はどうなるのか、ご説明いただきたいと思っております。

次に、折居清掃工場更新事業についてであります。

環境影響評価については、おおむね大きな影響はないというふうに大体記載されているように思います。これまでの経験から、事故やトラブルの事案に対する対応が心配されると私は思います。事故を隠蔽したり、データを改ざんしたりの事案がございました。事故を回避したり未然に防止する技術、また、事故隠蔽や改ざんを許さないコンプライアンスの高さが要求されます。同時に、住民などへの公開と透明性が何より求められます。その点で評価はどうなっているのでしょうか。現行でも騒音が環境基準を超過している道路がございますが、そこでの対策について述べていただきたいと思っております。

次に、地元協定等の問題ですが、モニタリング制度をするというふうになっておりますが、具体的にどのように進めるのか、ご説明いただきたいと思っております。

また、協定は、現行の折居工場の協定にありますように、地元自治体と住民と本組合の三者協定にするべきだと思っておりますが、どうされるのでしょうか。

また、協定の対象はどうするのかですが、環境影響評価を実施した地域、つまり、煙突排出ガスによる大気汚染物質の最大着地濃度地点年平均値が事業計画地から約0.6 km離れた付近であることから、その2倍の距離、約1.2 kmまでが本事業による環境影響を受けるおそれがある地域といたしました。その範囲を協定の対象とするべきだと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、事故などのトラブルの対応についてであります。

平成25年の事件の教訓が生かされず、平成26年事案がまた発生しました。事件根絶を見込める根拠について述べていただきたいと思います。折居の事故とデータ改ざん事件の教訓から、どう具体化するのか。この点については、環境影響評価書には具体的に記載がないように思いますので、改めてご説明いただきたいと思います。

日立造船など民間事業者に設計、建設、運転をフリーハンドで委ねるDBO手法で大丈夫かという心配がございますが、どうでしょうか。

2013年8月、日立造船が運転する鮫川村仮設焼却炉で、爆発による破損事故が起きたとのございます。日立造船の焼却炉事故で、鮫川村役場への第一報は住民からの問い合わせでございました。近隣住民への連絡は約2時間後でした。警察、消防署には緊急対応連絡網に基づき現場運転事務所から連絡するというようになっていましたが、結局、一切、警察、消防には連絡がされませんでした。逆に、消防署からの問い合わせに対応した。消防署の覚知は、爆発事故から約4時間後でありました。談合事件を繰り返すなど、コンプライアンスの低さは否めない状況もございます。安全の担保はどのようになっているのか、ご説明いただきたいと思います。

○長野恵津子議長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 それでは、質問に従いまして、お答え申し上げます。

初めに、下水道投入に関する質問についてお答えさせていただきます。

まず下水道排水による料金、コストについてお答えいたします。

下水道排水に係る使用料につきましては、八幡市の下水道条例に基づき、排水量に応じた所定の費用をお支払いすることになると考えております。

また、コストにつきましては、使用料を含めた全体のコストとして試算しております。開始目標年度である平成30年度において、現行処理方式とほぼ同額であり、その後、下水道排水とした場合においては、排水量の減少に応じて、全体のコストが減少すると試算しております。

次に、MICS事業、広域化やバイオマスの検討についてでございます。

平成25年度に行いました、し尿処理施設整備の基本計画の検討におきまして、MICS事業につきましては一定の検討はいたしておりましたが、組合におきましては、実現性が低いと判断いたしました。また、京都府下の状況でございますが、し尿処理のバイオマスにつきましては、宮津市におきまして、し尿等を含めたバイオマス構想を策定しておられると承知しております。広域化につきましては、京都府から具体的な指導は受けておりません。

いずれにいたしましても、管内につきましては都市化、市街化が進み、下水道普及率

が高くなり、し尿等は限りなく減少していくことから、施設更新、施設改修、下水道排水という3つの方向性を検討し、全量下水道排水と判断したものでございます。

詳細につきましては、今後、協議を継続するものであります。ご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、下水道投入に係る市町分担金についてお答えさせていただきます。

市町分担金につきましては、処理方式にかかわらず、し尿処理費といたしまして、市町ごとのし尿等の搬入量割合から分担金割合を算出しておりますので、今後も同様と考えております。

続きまして、新折居清掃工場に関する質問にお答えさせていただきます。

初めに、環境影響評価について、事故やトラブルの事案に対する対応の評価と道路の騒音に係る対策についてお答えさせていただきます。

環境影響評価で事故やトラブルの事案に対する対応の評価の質問ですが、新工場においては、最新の排ガス処理設備を導入するとともに、燃焼温度の管理や煙突排ガスの測定濃度について常時監視を行うとともに、排ガス処理設備を定期的に検査して、事業計画で定めた設計保証値を超えることがないように、維持管理を徹底することといたしております。

また、環境に影響を及ぼす事案が発生した場合、当組合としては、速やかに京都府及び関係市町に報告するとともに、適時、専門家による指導や助言を受けた上で、適切な処置を講じることといたしております。

特に、排ガスにおいては、過去の不祥事の事案も鑑み、万一、基準値の超過や設備等の故障が発生した場合は、施設運営事業者が運転管理マニュアルに基づいて適切に対応するよう指導を徹底いたします。これらの内容は環境影響評価書にも記載しており、そういった環境保全対策を適切に実施することも含めて、施設の稼働に伴う環境影響の低減が図られると評価しております。

次に、道路の騒音に対する対策ですが、ごみ収集車の主要搬入ルート及び台数は現行どおりであり、また、過去の交通量調査と今回実施した交通量調査を比較・検討した結果、道路交通量については変化がないと判断していることから、道路騒音についても現状と同様であると評価しております。

なお、今後、周辺道路環境の変化に伴う交通量の増加により、環境基準値を上回る状況となった場合は、収集の効率化等による搬入台数の削減や搬入時間帯の分散等を行うよう関係機関に要請するなど、環境保全対策を実施することにより対応したいと考えております。その旨を環境影響評価書にも記載しております。

続いて、新工場でのモニタリング制度、また、地元協定についてお答えいたします。

モニタリング制度については、新工場の稼働に当たって、住民の皆様との相互理解のもと、安心・安全な工場運営を図ることを目的として、工場の運転状況等について報告し、そして意見を交換する場を設けたいと考えております。

地元協定に関しては、今後、住民の皆様の見解も聞きながら、環境保全的な協定や協議会のようなものを設置して対応したいと考えており、昨年12月に実施した環境アセスメントの説明会などの場でも、その旨、ご質問にお答えさせていただいております。

その対象範囲につきましては、現工場の建設当初と比べ周辺環境も大きく変わってい

ることから、環境影響評価を実施した全地域の自治会を対象といたく考えております。

また、現行協定は宇治市を含めた三者協定となっていることから、今後、宇治市を含め、対応について協議をしていきたいと考えております。

続いて、平成25年度の事案を教訓として、どう生かすのかというご質問でございます。

平成25年度に発生した折居清掃工場における事故を受け設置いたしました折居清掃工場事故等調査委員会の報告書では、運転基準マニュアルの不備などの技術的な問題に加え、環境法令についての知識不足、危機管理意識の欠如、技術・知識の継承など組織としての問題点が指摘され、コンプライアンスを推進する体制の確立、管理監督職員の意識改革及び能力の向上、職員の教育訓練の徹底など、対策の提言をいただいたところでございます。

このため、必要な運転管理マニュアルを整備するとともに、コンプライアンス推進体制の構築を図るため、組織条例を改正していただき、昨年4月に管理者直轄組織として安全推進室を設置し、環境法令遵守の徹底に向けた職員の教育・指導や知識・技術の継承など、組織体制の強化、職員の意識改革に組合を挙げて取り組んでいるところでございます。

昨年6月のばいじん処理物の搬出事案につきましては、速やかな情報公開をはじめ、全組織を挙げて真摯に対応したところであり、コンプライアンス体制の確立や職員の意識改革など、平成25年度の事案を教訓として対応ができたものと考えております。

今後も引き続き、コンプライアンス推進体制の構築に向け、組織体制の強化と職員の意識改革に取り組んでまいりたいと考えております。

また、新折居清掃工場においては、常に組合職員が運転状況について厳しく管理するとともに、施設運営事業者に対して、運転管理マニュアルを遵守するよう指導・監督することとしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、DBOの事業の安全の担保についてお答えさせていただきます。

新折居清掃工場、折居清掃工場更新施設整備運営事業は、設計施工及び運営を一括して民間事業者が発注するDBO方式により実施しておりますが、民間事業者が設計施工及び運営を一体的に行うことで、運転面のリスクを一元的に把握し、施設整備や維持管理補修等に反映することによって、長期において安全で安定的な運転と、ライフサイクルコストの縮減が両立できることとなります。

また、組合は行政の当然の責務として、設計段階から必要な指示や確認を行うなどの関与を行い、運営業務についてモニタリングし、焼却炉の状態など必要な監視を適切に行いながら、運営事業者を指導・監督することで、安心・安全で安定した施設稼働を維持できるものと考えております。

なお、あらかじめ公共と民間の適切なリスク分担を定めるとともに、契約上、事故対応マニュアル違反等について厳しいペナルティを科すなどにより、その実効性を担保しております。

以上でございます。ご理解賜りますようお願いいたします。

○長野恵津子議長 水谷議員。

○水谷 修議員 まず、し尿の下水道投入でございますが、広域化しようにも、乙訓も田辺ももう既に独自に検討されて、相楽が償却年限が平成33年と私どもと同様の状況があるにしろ、ちょっと離れているということから独自に検討しなければならないということで、方針についてはわかりました。

八幡への投入料金がどうなるのかで市町の分担金は決まってくるというふうに思いますけども、現行の条例では150円近く、下水道の投入料金が50円ぐらいですから、そこに差が発生するわけで、管につないで入れていただくだけです。値段等について協議をしていただきまして、しかるべき時期には市町の分担金がどうなるのかということをお示しいただきたい。またその段階で議論すべきことがあれば議論したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、折居清掃工場の更新事業でございますが、今の答弁で、「事故が起こったとき、環境に影響を及ぼす事案が発生した場合は、速やかに京都府及び関係市町に報告する」と答弁されました。それはそれでわかるんですけども、なぜ近隣町内会や近隣住民にも報告しないのでしょうか。お答えください。鮫川村の日立造船の仮設焼却炉爆発事故の事故対応と同じではありませんか。爆発事故が発生しても消防にも近隣住民にもすぐに連絡しないという、日立造船と同じではありませんか。住民への対応はどうなっているのか、ご説明いただきたいと思えます。

平成27年6月8日の京都府の環境影響評価専門委員会答申では、一時的に濃度が高くなることのあることから、更新施設においては最新の排ガス処理設備等を導入するとともに、焼却温度の管理、定期的な煙突排出ガス等の測定による適切な運営管理、施設の維持管理を徹底することにより、大気環境等への影響を可能な限り低減することというふうに答申が出され、同様の意見が知事から出ています。

ここでポイントなのが、一時的に濃度が高くなるということを断定的に京都府が判断しているということです。つまり、事故がつきものということなんだと思います。一時的に濃度が高くなる、事故やトラブルも起こるとのことだと思えます。そうすると、答弁にありますように、契約やマニュアルで決めるから大丈夫というだけで事故後の対応の十分な担保になっているのか、少し疑問が残ります。事故やトラブルがあることを前提に知事意見が出されているわけですから、きちんとしなければならないと思えます。

そこで私は、平成25年10月に、本組合の折居清掃工場事故調査等委員会報告書というものが出されていますが、ここに書かれている改善点、結論ですね、この結論が今度の新折居工場の運転あるいは環境影響評価書に十分反映されていないというふうに思う箇所があります。ここが問題だと思います。

1つは、公益通報制度をつくるということです。この事故も、労働組合の基幹会議で話が出て、それでわかってきたとかいうふうなことですけどもね。事故が発生したときに所属長ルートでは本部に情報が届かなかったというふうなことがあることから、公益通報制度をつくと結論を出しているんですよ。25年10月に結論を出して、2年たっているのに公益通報制度ができない。こんな総括が十分できていないもつとで、本当に新折居が大丈夫なのか。2年たってもできないのに、あと3年たつてできるんでしょうかね。

しかも環境影響評価書には反映されていないわけです。地域住民とのモニタリング制度をつくるというのも、この事故調査報告書に書かれています。書かれていて、住民との対応もこの間何度もあって、2年たってもモニタリング制度ができてない。環境影響評価書には十分記載されていない。やるという答弁はありましたけどね。大体、事故が起こってから2年たってもまだできてないということが問題だし、環境影響評価書にも盛り込まれていない。これは具体的にいつまでにつくるのか。このことを明らかにしていただきたいと思います。

次に、技術・知識の継承に課題があるということがこの報告書にも詳しく書かれています。そこで、技術・知識の継承の問題ですが、折居清掃工場はDBOで民間に委ねる、沢のし尿処理は希釈し下水道に放流する、中継施設は包括的に運転管理を委託するというので、本当に技術者が技術を継承できるのかどうか。事故調査報告書の資料でも、職員の人員構成について具体的に言及されています。つまり、平成25年の人員構成について述べているんですが、私は25年の人員構成と27年の現在の人員構成を比べてみました。

そうすると、56歳以上の職員は、平成25年26人から現在13人に、つまり、ベテランと言われる域の方が26人から13人に半減しました。逆に30歳以下の職員は、25年6人だったのが今は23人と約4倍になりました。これは退職されて採用したんだから当たり前のことと言えば当たり前のことなんですが、ベテランが半分になって、新人が4倍になっていると。こういう中で本当に技術継承、知識の継承ができていいのかと。こういう構成で環境事業のオピニオンとして本組合の発展が十分できるのか。環境行政を進める公務職場として、私は、包括的委託とか民間に全部委ねるDBOとか、そういうことが進んでいって、公務職員として仕事のやりがいや生きがいを持った、そういう生き生きとした職場に本当になるんだろうかと。

例えばし尿でも、ちょっとこの間言うておったら、昔は、メダカを飼うのがいいかどうか知りませんが、メダカを飼って、これだけきれいになったと住民にもアピールする。そういういろんな取り組みもされていきましたよ、直営でやっていた時分には。そういったことも含めて、環境行政の3市3町を逆に束ねてリードする、それだけの技術者が今後育っていくのか。それとも、3市3町が収集したものを中継業務と集約の仕事だけをする団体に出してしまうのか。私は今が瀬戸際だと思います。この技術継承の課題について、具体的にご説明いただきたいと思います。

環境影響評価の騒音についてですが、評価書には、予測地点で実施した自動車騒音の現地調査結果によると、参考に比較した第一種住宅地域の環境基準値を上回る地点があったことから、施設利用車両の運行に伴う騒音対策として、関係機関と連携した以下の措置を追加すると。ごみ収集車等の施設利用車両は、収集の効率化等による搬入台数の削減や搬入時間帯の分散等を行うよう関係機関に要請すると。今、答弁で言われたように書かれています。

新宇治淀線が新折居の完成までにつながります。つまり、今と交通ルートが明らかに変わると思います。城陽から来られるのは、仮にあったとしても一緒のコースでしょうけどね、長谷山とか行くのは、一緒のコースだと思いますけども、その他のところが新宇治淀線、下居大久保線というふうに変わります。その植物公園より東のところで、一

種住専で環境基準を上回る地点が現在ある。ほかの車両も増えて、環境基準を上回ることは明らかです。そのときに、構成市町の収集車が新折居工場に向かうルートが変わってくると。そういうときに環境基準を超えていると、具体的にどうするのか。評価書では、条件が変わったら評価をやり直すと書いてあるんですけどね。評価をやり直すほどの台数でないというのは、部長、お答えされたように、折居に来る構成市町のパッカー車の台数がそんなにびっくりするほど大きい数ではないのも事実ですけども、環境基準をはるかに超えているところを通るのがいいのかどうかというのは検討しなければならない課題だと思いますので、この点について、答弁で搬入時間の分散や搬入台数の削減等を検討すると言われていまして、今後の推移を見たいと思いますけども、その点はぜひよろしく、関係市町とも相談の上、問題が発生しないように対策を講じていただきたい。ここは具体的な答弁があったので、要望だけしておきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○長野恵津子議長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 私のほうから、新工場で重大な事案等々が発生した場合には、京都府及び関係市町に報告するとともに、適時、専門家による指導や助言を受けた上で措置を講じるという答弁をいたしましたけども、議員ご質問のように、地域住民にはしないのかということにつきましては、先ほどご答弁申しましたように、今後、モニタリング制度、また自治会の協議会等々を設置する方向で検討しておりますので、当然ながら、そういう事案があったときには、そうした協議会等に同様に報告することになると思います。

私から、この件については以上でございます。

○長野恵津子議長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 公益通報制度に関しましてのご質問にお答えを申し上げます。

折居清掃工場事故調査等委員会報告書では、内部通報制度の導入等も再発防止に有効であると委員会からご報告をいただいております。

事故調からの報告書を受けまして、まず、平成26年度に管理者直轄組織として安全推進室の設置を行い、法令遵守やコンプライアンスを徹底する体制の構築を行い、並行して、職員研修では組織内のコミュニケーションや意識向上の研修を実施し、職員の意識改革や職場内で風通しをよくして、職員からの意見の吸い上げや職場内で自らが解決できる風土の醸成を主体に取り組みを行っているところでございます。

内部通報制度の導入に関しましては、当組合は小さな組織でございますので、まず法令遵守、意識改革、職場内の風通しなど、一つ一つ実施できることから、組織の強化・再構築を行っていくことが重要であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、技術継承の課題につきましてお答えを申し上げます。

いわゆる団塊の世代の定年退職の到来を前にして、急激な世代交代や職員の年齢構成



のひずみなど、職員の世代交代をいかにスムーズに進めていくかということを重要課題として取り組みを進めてきたところでございます。

当組合として、団塊の世代の定年退職を念頭に置き、民間の創意工夫を工場運転に効果的に生かせる部分につきましては民間活力の導入を行い、組合自身においては、企画管理型組織への転換を図ってきたところでございます。

団塊の世代の退職により半数以上の職員が退職いたしました。これらを知識経験が豊富な再任用職員として活用して、組織の維持、技術継承を図るとともに、一方、計画的に新規の職員を採用してまいりました。特に昨年度は採用上限年齢を引き上げ、技術系職員の社会人経験者採用を実施するなど、組織バランス、技術系職員の確保にも配慮してきたところでございます。

現時点におきましては、それぞれの年齢層のバランスがとれた構成になってきておりますが、世代交代に伴う若年層への技術の継承につきましては、今後も引き続き、積極的な研修機会の提供、工場運転技術の習得や経験を積ませるOJT研修を中心にいたしまして、地道に職員の研修を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○**長野恵津子議長** 越智安全室長、お願いします。

○**越智広志安全推進室長** 環境影響評価におけます知事意見等につきまして、事故を前提とした指摘があったんじゃないかということでございますけれども、環境影響評価の準備書についての知事からのご意見では、煙突排出ガスによる大気汚染物質の濃度が、特殊な気象条件においては環境基準等を超えるものではないものの一時的に濃度が高くなる可能性があるということでございまして、特殊な気象条件下では濃度が環境基準以下であっても高くなる可能性がある、十分に留意しようという趣旨のご意見でございますので、事故等を前提としたものではないということでございます。

○**長野恵津子議長** 水谷議員。

○**水谷 修議員** 最後の知事意見ですけども、評価審査委員会の会議録を見ておっしゃっておられるんですか。事故等のことも評価審査委員会で議論がされたと聞いていますけどね。書いている文面は、特殊な気象条件下ではうんぬんって書かれています。原因は別にして、排気ガスの異常が発生することがあるということは前提にしてちゃんとしなさいよということを言うてることには間違いじゃないですか。

議論の中では、事故等の事案が起こった後の京都府の審議会での議論なわけで、そういうことを包括的に検討すれば、事故か、白川方面の地形等はずっと指摘されてますから、風向きと地形でガスがたまるという地形等の条件は以前から言われていることです。それと同時に、事故等のことがあって審議会で議論されて、一時的に濃度が高くなる可能性があるというふうに記載されているわけで、原因は別にして、一時的にガス濃度が高くなるということを前提にして対策を講じなければならないということが知事の意見であることには間違いはないと思いますので、そこは今後、運転までに十分整理をしてい

ただきたい。

とりわけ、私、先ほど言いましたけども、日立造船が行ってきた鮫川の仮設の焼却炉の爆発事故は社会問題にもなりましたよ。消防にも警察にも報告しなかった。後から4時間たって消防が問い合わせたらわかったというふうなことをやってきた。その企業に対する社会的批判が高まっていたんじゃないでしょうか。残念ながら、本組合でも25年のああいうことが起こったという中で、そこを十分徹底しようと思えば、私は、事故調査等委員会で作された報告書、ここに書かれていることを早期に具体化することだと思うんですよ。確かに、具体化しようにも、その後、続いて起こったので手がつけられなかったという事情があるのかもしれませんがね。

ここに書かれている内容については、別に新折居のときにモニタリング制度をつくりなさいと書いているわけじゃないんですよ、住民とのモニタリング制度はね。新折居に向けてやりなさいと書いているわけじゃない。2年たって、今の折居、運転し続けているわけですけども、モニタリング制度ができてないというのは現実なので、私は早期にそういったことについては解決をする。そして、その点については評価書には具体的な記載がないわけで、今後、関係住民とも調整すると先ほど来答弁されているので、やっていただきたい。

先ほど、寺島さんの答弁では、公益通報制度については、効果があると書いてある程度やからやらへんみたいなニュアンスでしたけどね。逆ですか。やるけど、先に風通しをよくするということですか。風通しをよくすることが大事だから、公益通報制度をやらぬということですか。今の答弁がどっちの意味かわからないですけどね。公益通報制度は、小さい組織ですから、実施についてはいろいろ難しいことはあると思いますけどね。それはやるのかやらへんのかは、具体的に答弁が今ありませんでしたので、事故調の報告書に記載されているので、2年たってまだされてないんですけど、やらぬならやらぬでいいですけどね。そこは、何か風通しをよくすることが大事だ言うて、報告書ではそういう制度も必要だということが書かれているんですからね。やらぬならやらぬで、もう答弁いいですけどね。どういうことなのか、今の答弁では少しわかりにくかったので、ご説明いただきたいと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

○長野恵津子議長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 環境アセスメントの京都府のご審議の中でいろいろ出たことにつきまして、先ほど安全推進室長が申し上げたとおりでございますけども、事故によって基準値を超える場合もございます。当然それが一番大きな前提になろうかと思っておりますけども、一方、環境濃度が変わることによって一時的に超える場合もございますので、こうしたことも含めまして、当然、一定やはりそれは対応すべきことは対応していきたいと思っておりますし、また、そうした事故ではないけども、いろいろな環境、気象状況の変化とかいろんなことで一時的にそうしたことが起こった場合も、これは広くできるだけお知らせした上で、対応できるものがあれば、それはそういう方向でやっていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、モニタリング制度も、それから公益通報制度につきましても、折居の事故の調査委員会で答申を受けたわけでございますけれども、我々といたしましては、2年たってもまだできていないじゃないかというのは、確かにそれは新しい施設の稼働に向けてやりなさいということではなしに、今、現に現工場で起こったことに対しての答申でございますので、できるだけ速やかにやっていくべきであるということでは重々承知をしながらも、正直、いろんな事案もございまして、それに対応することに手いっぱいであったということもあり、とりあえず安全推進室をつくって、コンプライアンスと技術継承をしっかりとやっていこうと。

そして、地元の皆さんとも、まだ協議会も現実にはできておりませんが、折に触れてそういうお話もし、アセスメントの説明会のときでもそういうお話もしております、何とか新しい施設の稼働時にはきちっとしたものができるように鋭意努力をしていきたいと、このように思っております。それから、公益通報制度につきましても、1つの有効な手段であるというご答申はいただきましたけれども、公益通報制度ということになりますと、また外部にも弁護士さんとか第三者というような形で窓口も設置をしなければなりませんので、今回起こりましたいろんな事案については、まだ今の時点ではそこまでする以前の内部でいろいろ職員同士で意思疎通を図ったり、職場の中でみんなでいろんなことを議論したり、何が問題で、何を解決していかなきゃならないかということ、この組織の中でみんな考えていくことのほうにまず力を注いでいきたいというふうに考えております。

ただ、1つの有効な制度であるということの提言を受けておりますので、そうしたことでも、なおやはり、我々、決して事故を隠したり隠蔽したり、都合の悪いものはというようなことはするつもりはございませんが、どういう事由かは別にして、組織外のほうに先に情報が出ることによってまた当時のような混乱が起こるといようなことが我々組織の中に問題点としてあるならば、そうした公益通報制度なるものもやっぱり考えていかなければならないのかなということはあるかと思っておりますけれども、まだ今はそこまで考えていないというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○長野恵津子議長 山本管理者。

○山本 正管理者 水谷議員の職場の透明性というか、いわゆる風通しの問題について、少し答えにくいかもわかりませんので、管理者からお答えをしたいと思います。

事故の教訓以降、いろいろと労務管理、人事管理、言いにくい職場の風土、それらについては、議会にできるだけ報告をしてきたつもりでございます。正直、非常に言いにくい雰囲気があり、労務管理に我々として課題があったというふうに判断をし、それ以降、安全衛生委員会についても、前のときよりも数多く組合の要望を通じて安全衛生委員会も増やしておりますし、何よりも労務管理で言いにくいことをしっかりとやっていただくと、こういう風土はコンプライアンスでつくりました安全推進室の技術的な組織的な体系とともに、職場の労務管理については十分留意をし、頑張ってきていただいていると思っておりますし、そのように報告を受けております。

また、労働組合の幹部の皆さんと挨拶がてら会うたびにお話をしますと、非常に風通しよく、組合の要望についても聞いていただいているというふうに報告を聞いておるところでございます。

○長野恵津子議長 これにて一般質問を終結いたします。

日程第3 議案第11号 平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○長野恵津子議長 次に、日程第3、議案第11号、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、藤城光雄議員。

○藤城光雄議員（登壇） おはようございます。ただ今議題となりました議案第11号、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての決算特別委員会における審査過程並びに結果についてご報告申し上げます。

決算特別委員会は、去る10月13日の本会議において設置され、議案第11号、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。同日に開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、藤城が、副委員長には中井議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は10月20日に招集し、説明には正副管理者をはじめ専任副管理者並びに関係部課長などの出席を求めて、1日間ではありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。委員会では、議事に先立って、審査の方法について協議を行いました。その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費については一括して行い、次に衛生費について、次に、歳入については全款を一括して、次に、実質収支及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。

審査の中で出されました質疑、答弁、要望等については、各議員のお手元に資料を配付しておりますので、ご覧おき願いたいと思います。

次に、審査の結果であります。第11号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は賛成多数をもちまして第11号議案を原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については、今後の行政運営に適切に反映し、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう切に希望するものであります。

また、当日は、委員各位におかれましては、終始、ご熱心なご審査をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力いただきましたことに対しましてお礼を申し上げます。また、あわせて、中井副委員長さんのご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めて

お礼申し上げます。

以上をもちまして、決算特別委員会のご報告を終わらせていただきます。

まことにありがとうございました。

○長野恵津子議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

亀田議員。

○亀田優子議員 それでは、ただ今議題となっております議案第11号、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、日本共産党を代表して、反対討論を行います。

2014年度決算に反対する一番の理由は、新折居清掃工場整備事業の問題です。新折居清掃工場整備事業は、設計、建設と20年間にわたる長期間の管理運転を民間にフリーハンドで委ねるものです。入札は総合評価一般競争入札という手法をとりましたが、結局、応札したのは1者のみで、落札率は予定価格の99.8%で、競争性があるとは到底言いがたい内容です。工事完成後20年間は、日立造船とグループ会社が運転管理を引き受けることとなります。清掃工場の耐用年数は30年ということであり、20年が経過した後の残りの10年も同じ企業が受注する可能性が高くなってきます。

業務の範囲は、受付管理、運転管理、維持管理、情報管理などあらゆる業務で、衛管がかかわるのはモニタリング業務だけです。長期の管理運営委託によって衛管職員の技術力の低下を招くようなこうした委託は、到底容認することはできません。

反対理由とはしませんが、衛管では、2013年、2014年の2年間、折居清掃工場の配管修理をめぐっての排ガスデータの改ざん、瀬戸内海環境保全特別措置法違反の奥山埋立処分場での排水処理問題、クリーン21長谷山でのダイオキシンの基準値を超えたばいじんを搬出していた問題など、市民の信頼を裏切る不正行為が発生し、衛管の存続が危ぶまれるほどの事件が起きました。

また、職員削減が続き、2001年度に166人いた職員が2014年度は96人まで減少しています。決算委員会の審議で、今後10年間で定年退職者は19人に及ぶことが明らかになっています。今後、法令遵守などに必要な職員体制を確保し、業務改善に向けて職員一丸となって取り組むことを強く求めて、討論いたします。

ご清聴ありがとうございました。

○長野恵津子議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。第11号議案は、委員長の報告どおり原案のとおり認定すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○長野恵津子議長 起立多数であります。よって、第11号議案は原案のとおり認定されました。

日程第4 議案第12号 監査委員の選任同意を求めるについて

○長野恵津子議長 次に、日程第4、議案第12号、監査委員の選任同意を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者 ただ今議題となりました議案第12号、監査委員の選任同意を求めるについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成19年11月のご就任以来、今日までの長きにわたりご指導いただいております垣内監査委員の任期が本日11月27日に満了いたしますことに伴いまして、知識経験を有する者から選任する監査委員につきまして、新たに小川均氏をお願いいたしたく、本組規約第11条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

このたび新たに選任の同意をお願いする小川均氏は、現在、井手町の監査委員としてご活躍中でございますが、その豊かなご見識と公正不偏のお立場から、組合事務事業の公正・的確な執行につきましてご指導をお願いいたしたく、選任の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。第12号議案は、これに同意するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○長野恵津子議長 起立全員であります。よって、第12号議案はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前10時58分 再開

○長野恵津子議長 休憩前に引き続きまして、会議を進めさせていただきます。

日程第5 議案第13号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○長野恵津子議長 次に、日程第5、議案第13号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者 ただ今議題となりました議案第13号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております議案第13号参考資料に基づきましてご説明を申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行されたところでございます。本案は、この法律の施行により公務員等の共済年金制度が厚生年金保険に一元化されたことに伴い、本条例につきまして所要の規定の整理を行うため、提案いたすものでございます。

なお、施行期日につきましては、同法律が10月1日から施行されておりますことから、公布の日から施行とし、10月1日に遡及適用といたしております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○長野恵津子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**長野恵津子議長** これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**長野恵津子議長** これにて討論を終結いたします。  
これより議案第13号を採決いたします。第13号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**長野恵津子議長** 起立全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号 平成27年度城南衛生管理組合一般会計補正  
予算(第1号)

○**長野恵津子議長** 次に、日程第6、議案第14号、平成27年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
山本管理者。

○**山本 正管理者** ただ今議題となりました議案第14号、平成27年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第214条の規定により、翌年度以降将来にわたって必要となる事業の契約を行うため、2件の債務負担行為の追加をいたすものでございます。

1つ目は、お手元の議案第14号資料1ページ目のとおり、沢中継場の運営管理業務の委託契約に伴います限度額1億8,500万円の債務負担行為の設定でございます。

ごみ中継施設につきまして、近年、基幹設備については5年ごとに改修工事を行い、本年度を完了年度としているところであります。しかしながら、稼働後36年が経過し、施設整備の経年劣化による老朽化が進行しておりますため、これまで委託しておりましたごみ中継施設の運転業務及びごみ中継運搬業務に加えまして、新たに安定稼働に向けた施設の予防保全業務及び設備改修整備業務を含め、包括的な運営管理委託を実施いたすものでございます。

2つ目といたしまして、議案第14号資料2ページに記載いたしておりますが、今年度で契約期間が満了いたします大阪湾広域廃棄物処分場搬入一般廃棄物運搬業務につきまして、新たな契約を行う必要がありますことから、限度額2億1,000万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

両業務委託とも、5年間の期間をもって委託契約を行うことといたしております。



以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**長野恵津子議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。  
大河議員。

○**大河直幸議員** 沢中継場運営管理業務委託についてお聞きをいたします。

提案理由の中に、予防保全業務等を含めた包括的な運営管理業務委託ということが記載されております。この包括的な運営管理業務委託というのが非常に不明確なものではないかというふうに思うものです。業務内容については、5年間の連続した安定稼働に向けた予防保全業務及び引き続き改修整備業務を追加業務をするということになっておりますけれども、これは一体、一部改修にとどまるのか、この具体的な範囲が明確になっていません。ここに書かれています設備改修整備業務の範囲と、その整備に至る場合は、調査等計画はどこの責任において行われるのか、それについてお答えください。

○**長野恵津子議長** 太田施設部長。

○**太田 博施設部長** ただ今の質問についてお答えさせていただきます。

業務名には、包括的というふうに明記しておりますが、この包括的という意味合いは、現在、施設の運転、運搬業務ですね、こちらのほうは現行も委託しております。この更新が今年度で終了となるわけでございます。

現状といたしましては、この施設の運転、運搬業務、これを委託しております。また、施設の整備、維持管理については、設置業者でございます新明和工業、ここに随意契約で毎年契約いたしまして整備を行っているところでございます。

これが、提案理由にもございますように、36年を経過いたしまして、今年度を最終年度に基幹的設備の大改修も含め、今日まで維持管理しておりましたが、設置メーカーのほうから、以降5年については、これは常時、予防的保全をしていかなければ維持管理は困難であるという見解もいただいております。よって、現在委託しております運搬、運転管理に含めまして、一括して整備、維持管理を委託するものでございます。包括的と申しますのは、全てをその事業者任せにするものではないでございます。当然ながら、責任、指導、管理というのは私どものほうで行ってまいります。

以上でございます。

○**長野恵津子議長** 大河議員。

○**大河直幸議員** 責任においては組合において行うという答弁でございましたが、管理体制についてお聞きしたいというふうに思います。

この沢中継場運営について、衛管の職員の配置の体制、今どうなっているか。この管理体制についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

これ、全て委託をしていくということで、日常の管理業務を含め予防保全業務を全部

委託していくというふうになる、そこに、責任は衛管が持つというふうに今おっしゃいましたけれども、実際のところ、職員がいかにかんどういうふうな形でかんでいくかと。要は、職員がどういう形で管理運営にかかわっていくかということが正直見えていません。これについてのお答えをいただきたいというふうに思います。

○長野恵津子議長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 現在の職員の配置でございますけれども、職員の配置はゼロでございます。職員は配置しておりません。

現行でも、責任を持って維持管理をしておると申しましたが、ごみの運搬計画等々につきましては、日々、当方のほうで業者のほうに指示しております。いわゆるコンパクト方式と申しまして、コンテナに高圧縮で中継ごみを圧縮して搬送、またはコンテナに詰めて中継場に仮置きしております。そういう搬送計画を含めまして、私どものほうで日々指示しているところでございます。

以上でございます。

○長野恵津子議長 大河議員。

○大河直幸議員 要望に最後とどめますが、職員が配置されていないということでございました。今回、業務の追加業務として、予防保全業務、改修整備業務というのが加わっているということですから、これ、大切な衛管の資産ですので、その管理を全て要は委託先に日常からお願いすると。そこでの配置している職員はいないという状況でしたら、大変不安を感じるものがあります。そこについての不安は当然解消していただきたいですし、中継場への職員配置を含めて検討いただくということを、この業務を行うのであるならばしていただきたいということ、これ、要望にとどめておきたいと思います。答弁がありましたら、いただきたいというふうに思います。でしたらお聞きをしますけれども、こういったことを検討されないかどうか、お答えいただきたいというふうに思います。

○長野恵津子議長 竹内副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 少し答弁が不十分でありましたので、補足させていただきます。

職員を配置しておらないというのは、沢中継場、その施設そのものに常駐する職員というのは配置いたしておりませんが、当然、組合の施設でございますので、施設課のほうでそれは包括的に管理をいたしております。

今まで、先ほど部長が答弁いたしましたように、現行は日常的な点検と、それから運搬車による運搬業務と、その詰め込みの機械操作、こういったものを委託しているわけですが、かなり老朽化いたしておりますので、あと5年もつかもたないかというようなことですので、そういう形の委託ではもう無理だろうということで、通常の定期点検に加えまして、例えば油圧ユニットとか、あるいは圧縮装置であるとか、ちょっと専

門でわかりませんが、いわゆる基幹となるような機械整備のいろんな業務も、定期点検整備としてさらに追加して、そして、通常の今までの日常的な点検に加えて基幹的な機械の補修とか、そういう点検も含めて、そして操作も、そして運搬も一体的にお願いをしていこうと、こういうことで包括的という言葉を使ったわけですが、いわゆる包括的長期運営契約という意味での包括というよりも、一体的に業務を委託したいと、こういう趣旨でございますので、ご理解いただきたい。

当然ながら、施設課のほうで当組合財産としてこれは管理もしていきますので、何をどのように点検し、何をどのように補修するかというのは、これは我々のほうできっちりと仕様をつくって発注していくと。全て何から任せてしまうということではございませんので、どうかご理解をお願いしたい、このように思います。

○長野恵津子議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。第14号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○長野恵津子議長 起立全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 閉会中継続調査の申し出について

○長野恵津子議長 次に、日程第7、閉会中継続調査を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長野恵津子議長 ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

なお、閉会に当たりまして、管理者からご挨拶がございますので、しばらくお待ち願います。

山本管理者、どうぞ。

○山本 正管理者 平成27年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成26年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、本日追加提出いたしました補正予算（第1号）など5議案につきまして、ご認定、ご可決等を賜りまして、まことにありがとうございました。

本定例議会を通じまして議員各位から頂戴いたしました貴重なご意見、ご指導を念頭に置きまして、3市3町から託されました本組合の基本使命である廃棄物の適正処理を行うべく、引き続き組織一体となって取り組んでまいる所存でございます。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○長野恵津子議長 ありがとうございました。

以上でございます。

午前11時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 長野恵津子

副議長 山田 芳彦

議 員 山内実貴子

議 員 中井 孝紀

## 参 考 資 料

(1) 決算特別委員会審査記録

(2) 議決議案

平成27年

城南衛生管理組合議会

# 決算特別委員会

審 査 記 録

## 決算特別委員会審査記録

日 時 平成27年10月20日（火）午前10時00分～午後3時15分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員 藤城 光雄 委員長  
中井 孝紀 副委員長  
亀田 優子 委員  
関東佐世子 委員  
原田 周一 委員  
中坊 陽 委員  
西 良倫 委員  
大河 直幸 委員  
久保田幹彦 委員  
坂下 弘親 委員  
服部 正 委員  
長野恵津子 議長（オブザーバー）  
山田 芳彦 副議長（オブザーバー）

説明者 山本 正 管理者  
奥田 敏晴 副管理者  
信貴 康孝 副管理者  
西谷 信夫 副管理者  
汐見 明男 副管理者  
丹下 均 八幡市副市長  
竹内 啓雄 専任副管理者  
その他幹部職員

付託案件 議案第11号 平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算  
認定について

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費、予備費を一括して審査
- ②衛生費を一括して審査
- ③歳入、全款を一括して審査
- ④実質収支及び財産に関する調書を一括して審査
- ⑤総括質問
- ⑥討論
- ⑦採決

午前10時00分開議

○藤城光雄委員長 皆さん、おはようございます。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに決算特別委員会を招集いたしましたところ、長野議長、山田副議長をはじめ、議員各位並びに理事者各位におかれましては、何かとご多忙の折にもかかわらず、ご参集いただきまして厚く御礼を申し上げます。

本委員会は、去る10月13日の本会議において設置され、同日開催されました第1回目の委員会で、正副委員長を互選の結果、図らずも私、藤城が委員長の大役を仰せつかりました。まことに不慣れで、委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、中井副委員長のお力をお借りしながら、一致協力して委員会の運営に当たってまいりたいと存じます。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

開会前に連絡をいたします。

堀口副管理者より欠席の届け出があります。丹下副市長に出席をいただいておりますので、ご報告いたします。

ただ今の出席議員数は11人であります。定足数に達していますので、委員会は成立いたしました。

なお、本委員会に傍聴の申し出及び報道機関より写真撮影の申し出がありますので、委員長においてこれを許可いたしております。

ただ今から決算特別委員会を開会いたします。あらかじめ管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

山本管理者。

○山本 正管理者 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年城南衛生管理組合決算特別委員会が開催されましたところ、藤城委員長、中井副委員長をはじめ、委員の皆様方には何かとお忙しい折にもかかわらずご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、長野議長、山田副議長におかれましては、公務ご多忙の中ご臨席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、平成26年度歳入歳出決算の総括につきましてご説明を申し上げます。

平成26年度につきましては、安心、安全な工場運営等、組合運営の3つの基本方針のもと、次の世代の安定した廃棄物処理事業の実現に向け、施設の更新事業を推進するとともに、安心、安全な工場運営に万全を期すための事業や循環型社会の構築に向けた事業の実施に努めたところでございます。平成26年度は、奥山埋立処分地排水処理施設の復旧再稼働を含め、適正な廃棄物処理事業に取り組む中、クリーン21長谷山における基準値を超過するばいじん処理物を搬出する事案により、重ねて住民の皆様のご信頼を損なうこととなったところですが、廃棄物の適正処理という組合の使命を果たすために、再発防止とコンプライアンス推進体制の構築、法令遵守の徹底に組織を挙げて取り組み、事業の継続に万全を期したところでございます。



平成26年度の歳入歳出決算額でございますが、歳出決算額は60億4,818万8,000円で、施設建設工事費の増加などによりまして、対前年度比31.7%、14億5,749万8,000円と大きく増加となっております。

一方、歳入決算額についても、61億2,964万5,000円で、対前年度比31.1%、14億5,330万7,000円の増加となり、このうち組合の運営経費を賄います構成市町分担金の決算額は35億6,345万7,000円で、対前年度比10.0%、3億2,413万6,000円の増加となったところでございます。国庫支出金などの財源確保により、分担金の抑制に努めたところでございますが、構成団体には重ねてご負担をお願いすることとなりましたことについて、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後につきましても、安心、安全で徹底した工場運営を柱にした廃棄物処理事業の一層の遂行に努め、管内住民の安心と信頼を得られるよう、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上が、平成26年度決算の総括でございます。

私ども一同、予算の適正な執行に常々留意してまいりましたが、委員各位の幅広い視点からのご指導を賜りたく存じます。歳入歳出決算額の計数の詳細につきましては、後ほど担当の部長から説明を申し上げますので、ご精査、ご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○藤城光雄委員長 本委員会に付託されました議案第11号の審査方法についてお諮りをいたします。

審査の方法については、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費について一括して審査をしたいと思っております。次に、衛生費について審査をしたいと思っております。次に、歳入については全款を一括して審査をしたいと思っております。次に、実質収支に関する調書と財産に関する調書を一括して審査をし、最後に総括質問を行うことにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 ご異議がないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことにいたします。

### 決算特別委員会の質疑、答弁、要望等

#### [議会費・総務費・公債費・予備費]

○藤城光雄委員長 これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第11号、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより当局の説明を求めます。

説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることにいたします。

まず、議会費、総務費、公債費、予備費について、当局より一括して説明を求めます。

寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 それでは、平成26年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、一般会計歳入歳出決算書——以下、決算書と呼ばせていただきます——及び決算書附属書類として提出いたしております歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書・歳入歳出決算事項別明細説明書、こちらにつきましては、以下、便宜上、成果説明書と呼ばせていただきますが、この2つを中心にご説明を申し上げます。

まず、成果説明書55ページをお願いいたします。

成果説明書55ページは、議会費でございます。決算額は539万2,623円でございます。主な経費といたしましては、組合議会議員22人の報酬、費用弁償、会議録反訳調整費及び2常任委員会による合同行政視察費などがございます。

続いて、総務費についてご説明を申し上げます。総務費は、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等が主なものでございますが、目ごとに順次ご説明を申し上げます。

最初に56ページ、一般管理費でございます。一般管理費の決算額は5億3,156万9,915円で、前年度比較17.1%、7,754万8,161円の大きな増額となっております。主な経費といたしましては、特別職7人及び一般職員28人、再任用短時間勤務職員1人の給与並びに退職手当及び宿日直、その他臨時職員の報酬、賃金などのほか、平成26年度に新たに設置した安全推進室の関係経費、一般公用車の集中管理に要した経費、組合本庁の光熱水費や通信運搬費などがございます。また、職員の健康診断や安全衛生巡視の実施等、安全衛生管理に要した経費を支出いたしております。

なお、人件費の決算額につきましては、4ページをご覧いただきたいと存じます。

4ページは、人件費の明細でございます。上段の表の下から5行目の人件費合計（議会費＋総務費＋衛生費）の決算額でございますが、11億2,717万円で、前年度比較で9,823万円3,000円、9.5%と大きく増加をいたしております。これは、同じくこの表の下から2行目、参考として職員数を記載いたしておりますが、一般職員数が前年度の92人に対し、フルタイムの再任用を含め8人増の100人となったことによる給与費の増額及び下段の表の一般職員退職手当増減内訳に記載をいたしましたとおり、退職者が前年度の9人対しまして11人になりましたことにより、5,004万9,000円の増額となったことが主な要因でございます。

次に、56ページの方に戻っていただき、中段、文書広報費でございます。文書広報費の決算額は1,029万2,962円でございます。主な経費といたしましては、広報紙エコネット城南の発行に要した経費やFMうじのラジオ番組「声のエコネット城南」の製作に要した経費などがございます。広報情報事務の概要は、16ページに記載いたしておりますが、主な項目は、広報紙の発行、ホームページによ

る情報発信でございます。

なお、長谷山エリアで開催を予定しておりました環境まつりにつきましては、ばいじん処理物等の搬入停止措置の状況等を踏まえまして、平成26年度は中止をさせていただきますところでございます。

次に、56ページから57ページ、財政管理費でございますが、決算額は8,341万2,025円で、前年度比較では1,065万7,135円の減額となっております。主な経費といたしましては、財務会計システムや本庁と各事業所間の通信など庁内情報共有システムの運営に要した経費、例規集データベースの保守、更新等に要した経費及び基金への積立金などでございます。

なお、積立金の内訳は、財政調整基金への積立金として、前年度決算剰余金及び基金運用収入の合計4,092万8,818円、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金への積立金として、分担金による積立金3,000万円に基金運用収入を合わせて3,090万8,922円でございます。

次に、会計管理費でございますが、決算額は507万1,738円で、主な経費といたしましては、事務用品の一括購入費及び組合建物の災害保険料などでございます。

次に、企画費でございますが、これはISO14001適合自主宣言及び地球温暖化対策に要した経費で、決算額は45万3,999円でございます。

41ページから43ページに活動内容とその実績を記載いたしておりますが、ISO14001については、平成13年7月に認証取得をして、平成22年度以降は、外部認証機関による更新審査を受審せず、これまでの経験と知識を積み上げながら、自分たちの力でISO活動を維持、発展させようと、平成22年7月に適合自主宣言へのステップアップを図ったところでございます。平成25年度の外部審査におきましては、法令遵守等に関し不適合事案のあった折居清掃工場及びグリーンヒル三郷山が判断保留となっておりますが、平成26年度の外部審査におきましては、全サイトについて規格に適合していることが証明されたところでございます。

42ページをお願いいたします。

ここには、地球温暖化対策実行計画の推進状況を記載いたしております。平成26年度には、平成13年度を基準年度とし、目標年度の平成30年度にはCO<sub>2</sub>削減25%を目指す地球元気プランⅢを策定し、取り組みを実施いたしました。平成26年度の温室効果ガスの総排出量につきましては、このページ、下段の表43でお示しをいたしておりますが、基準年度との比較では、18.30%の減量、平成25年度との比較では0.48%の減量となっております。また、温室効果ガス項目別排出量は、43ページの表44のとおり、電気使用について奥山埋立処分地における排水処理施設の再稼働や発電設備を要するクリーン21長谷山の稼働減少等により、平成25年度実績と比べ3,103t、CO<sub>2</sub>の増加となったものでございます。

しかしながら、温室効果ガス排出量の多い廃プラスチックにつきましては、リサイクルセンター長谷山で資源化処理を開始したことにより焼却量が減少し、平成25年度との比較では、3,386t、CO<sub>2</sub>の削減となり、電気使用に係るCO<sub>2</sub>の増加分を廃プラスチック焼却量減少によるCO<sub>2</sub>の削減が補う形となったもので

ございます。

次に、57ページをお願いいたします。

57ページが一番下、公平委員会費でございますが、委員報酬など5万6,360を支出いたしております。

次に、58ページ、監査委員費でございます。委員報酬など27万8,720円を支出いたしております。

続きまして、ページが飛びますが、公債費及び予備費についてご説明を申し上げます。

まず、69ページをお願いいたします。

69ページ、公債費でございますが、決算額は元金償還に要した経費として5億4,373万9,930円、利子償還に要した経費として4,722万584円、元利償還額合計では5億9,096万514円でございます。

地方債の平成26年度末現在高は、71ページをご覧くださいと存じますが、71ページ、地方債現在高の状況の上段の表中、真ん中より少し右の差引現在高(D)の合計欄に記載をいたしておりますとおり、36億4,992万8,000円でございます。

平成26年度におきましては、リサイクルセンター長谷山の建設等により、起債発行額が10億7,670万円となったため、年度末現在高についても対前年度末比較で、5億3,296万円の増額となっております。

また、借入先別及び利率別の現在高の状況は、72ページの一覧表に記載のとおり、借入利率では全てが2%以下の低利のものでございまして、最高利率は2.0%、最低利率は0.4%となっております。

なお、今後の組合債の現在高及び償還額の推移につきましては、6ページにグラフでお示しをいたしておりますので、そちらをご覧くださいたく存じます。

この6ページのグラフは、現時点での事業計画によります今後の見込みをお示しをいたしております。各年度の元利償還額を棒グラフで、起債の現在高については折れ線グラフでそれぞれお示しをいたしております。今後は、8番の粗大ごみ処理施設等建設、リサイクルセンター長谷山でございますが、これに係る償還及び、次の9番の新折居清掃工場建設に係る新規の起債借入及びそれに伴う償還が入ってまいります。

グラフの左上に四角で囲んでおりますとおり、過去の償還額のピーク年度、すなわち平成21年度がピークで13億6,868万円でしたが、今後につきましては、償還が集中することのないよう、安定的な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、予備費でございます。こちらにつきましては、別冊の決算書の方をご覧くださいと存じます。決算書の25ページ、26ページをお願いいたします。

26ページ、右端の備考欄に記載のとおりでございますが、当初予算額は500万円で、予算の執行過程におきまして、衛生費で、し尿の災害収集に係る委託料に5,000円を充用いたしております。

以上、簡単でございますが、議会費、総務費、公債費及び予備費の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○藤城光雄委員長 これより議会費、総務費、公債費、予備費についての審査に入ります。

なお、質問の際につきましては、決算書もしくは決算書の成果説明書の何ページの項目について質問というふうをお願いをいたします。

それでは、質疑はございませんか。

坂下委員。

○坂下弘親委員 成果説明書の人件費のところをちょっとお聞きしたいんですけども、職員給与と総務費と衛生費がちょっとどういう計算になっているかよくわからないので、ちょっと教えてほしいんですけども。職員給与で総務費のうち、4億9,200万円ですか、83万9,000円ですか、そこから退職手当を引きますよね。その引いたものと衛生費のうちの職員給与を足したものが職員給与ということですよね。それでいいんですか。

それと、その合計が8億5,000万円ほどになるんですけども、8ページにいくと、26年の職員給与というのは7億9,200万円になっているんですけどね。

それと、もう1つ。退職手当増減内訳表が下の分で4ページですけども、2億4,900万円になっていますよね。それと、上の方の人件費の明細の中では2億5,700万円にもなっているんですけども、これは何で、25年度は同じく1億9,900万円で一応同じなんですけれども、この違いというのはどこがどうなっているんですか。ちょっとその辺がわからないので教えてください。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 今回の人件費の質問にお答えさせていただきます。

4ページの退職手当を除きます人件費8億6,900万円につきましては、全ての職員を含んでおりまして、8ページの人件費7億9,200万円につきましては、退職手当と特別職、あと再任用職員に、26年度20名程度、4,000万円程度支出しておるんですけども、その分を引かせていただいて表示しております。8ページにつきましては、一般職員数、あくまでもフルタイムの職員数100名に7億9,000万円計上した表記をさせていただいております。

○藤城光雄委員長 坂下委員。

○坂下弘親委員 そうすると、この中には職員給与を足した8億5,000万円という中には、退職手当を除いたと書いてあるのと違うんですか。衛生費の分の退職が抜けていないということなんですか。どうなんですか、ちょっとその辺がわからないので。だって、2億5,700万円と書いてあるでしょ、総務費の中では。総務の職員給与は4億9,000万円になっているから、そこから差し引いた残りが職員給与やと思ったら合わないから。退職手当を入れたり、出したり、それじゃ表をどうやって見たらいいの。わからない、私たちは。もし、その中に入って、引いたから7億9,000万円になるというんだったらね。あまり頭がよくないからわか

らないよ。どれを見ていいのか、自分が。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 もう少し詳細にお答えさせていただきます。

退職手当を除きます人件費8億6,900万円、このうちには再任用の職員の給与費が約4,200万円含まれております。そのほか特別職、正副管理者等々の給与費1,400万円程度。

○藤城光雄委員長 坂下委員。

○坂下弘親委員 数字はいいから、この中に何が入っていなかっただけ教えてくれたらいいねん。数字を細かくやってもらわんでも、これはこういうことでこうなっているんですよということを教えてもらったらいいいだけなので。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 失礼いたしました。8億6,900万円から、再任用職員と特別職の給与費を除いたら7億6,900万円になるということになっております。

○藤城光雄委員長 坂下委員。

○坂下弘親委員 それとあと、先ほど言うたように、内訳明細2億4,900万円となっているけれども、何でこれは2億5,700万円になっているんですか。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 2億4,900万円が11名の定年退職、あと1人につきましては、856万8,000円、毎年、特別職、専任副管理者につきましては、4年に一遍の任期で議会の同意を経て、新たな任期を迎えていただきますけれども、4年ごとに退職手当を支払うという制度になっておりますので、約856万円、上段の退職手当には2億5,700万円には含まれております。

○藤城光雄委員長 坂下委員。

○坂下弘親委員 わかりました。すいません。私は毎回、城南衛管に来たらいつも行政改革をものすごく頑張って、本当にすごいなといつも敬意を表して褒めていると思うんですよ。各自治体から城南衛管すごいなと思ってね。13年間だったら166人の人間を80人弱ぐらいにしたことがあるんですよ。この頃、ちょっと増えているんですよ。それで、少し増えているんだけど、行政改革を今後どうしていくかということもあるんでしょうけれども、昨年、一昨年とかいろんなことがありまして、安全室等もできたりなんかして、少し増えたと思うんですけど、

ただ、今年を見ると、去年の委託費は2億3,000万円ぐらいだったんです、たしか。それで、今年は委託費が2億7,100万円ですか。前回は2億3,600万円と、4,000万円ほど多分、委託費が増えていると思うんですね。人が増えているのに、委託費が増えているということは、ちょっと逆じゃないかなと思うんですか、その辺はどうなっているんですか。普通だったら、職員が増えれば委託費が減るように思うんですけれども、今回、何で委託費が増えているんですか。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 9ページの表の上段ですけれども、委託費の合計は約2億7,100万円になっております。この内訳としまして、新たに26年度から折居清掃工場の契約を更新いたしまして、最終年度の29年度まで稼働させるんですけれども、26年度から29年度、4カ年の契約更新をすることに伴いまして、少し3,000万円、ご指摘がありましたように、契約内容の変更も含めて契約金額が変わったというような状況になっております。

○藤城光雄委員長 坂下委員。

○坂下弘親委員 折居の8,000万円が増えたということですね。そうですか、わかりました。僕が聞いているのは、人が増えているから、委託費が減るんだなど逆に思ったら、もう前はどんどん委託費が増えていましたよね。だから、去年だったら、差額が8億9,000万円ぐらいですか、あったわけですよね。縮減したというのはね。今回は、8億6,000万円、3,000万円ほど減っているということは、そういうことなんですかね。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 26年度、職員が増えましたことと、委託費の増につきましては、直接、関係はございません。職員が増えましたのは、冒頭に管理者が申し上げましたように、いろいろな一連の事案でコンプライアンスの確立ということで、安全推進室を設置いたしました。安全推進室を4名の職員で設置をいたしました。その中には、ISOの業務も取り込んでおりますので、ISOの業務につきましては、職員1人と嘱託1人が担当しておりましたので、そこで3名の純増になってございます。それから、折居清掃工場も事業者の選定等々の業務が本格化いたします。これにつきましても、京都府の方から職員の派遣を得ておりまして、26年度から2名の職員派遣を受けてやっております。そういった関係の増でございます。

その他、リサイクルセンターの建設等も工事の着工が26年度から本格化いたしました関係で、そんなところでも職員の増を図っております。今回の増員というのは、本来の業務あるいは今後の建設工事等々の増、安全推進室の設置によって増員したもの、そのほか雇用と年金の一元化ということで、定年退職で辞めましても、年金が出ない期間が生じてまいりますので、フルタイム職員というものも26年度から採用しており、こういった関係で増えております。

委託の増につきまして、先ほど説明させていただいたとおりでございます。  
以上でございます。

○藤城光雄委員長 坂下委員。

○坂下弘親委員 今、安全推進室の話が出たんですけれども、いろんな事案があつて  
こういうもんができたわけなんですけれども、一応、計画では来年まで3年間というこ  
とになっていましたね。多分、契約が3年になっていると思うんですけれども、こ  
れはやっぱり続けていく必要があると思うんですけれども、これはどういう考えな  
んですか。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 安全推進室につきましては、設置条例を改正させていた  
きまして設置をいたしまして、組織そのものについては何年までというような限定  
ではございません。あわせて、その室長として環境の専門家を得るということで、  
これは任期付職員という制度をあわせて条例で設置させていただきまして、京都府  
を退職されました越智室長を任期付職員で、これは職員についての任期として3年  
という形でとりあえずお迎えをしておるところでございます。  
以上でございます。

○藤城光雄委員長 坂下委員。

○坂下弘親委員 わかりました。本当に城南衛管さんは、ずっとこれまで行政改革に  
一生懸命されて取り組んでおられることをよく理解していますので、今後ともそう  
いう形で進んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。ありが  
うございます。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はございませんか。  
大河委員。

○大河直幸委員 よろしく申し上げます。8ページにかけましての職員数などについ  
てお聞きをしたいと思えます。

私は、行政改革ということで、今、ふと違う思いを持っておりまして、平成13  
年度から166人だった職員さんが、26年度では再任用の方を抜きますと96人  
に減っているわけで、かなりの減員が当然、民間委託などによって生じているかと  
思うんですが、教えていただきたいのは、今後10年の間に定年退職を迎える職員  
が何人いらっしゃるか教えていただいてよろしいでしょうか。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 10年間で19名の職員が定年退職を迎えるということに



なります。27年から36年までです。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はございませんか。  
大河委員。

○大河直幸委員 96人の職員さんのうち、19の方が定年退職を迎えられるということで、要はかなり経験を積んだ方が退職されるということかと思うんですけども、今後、決まっているだけで結構なんですけど、採用される職員数の計画というのはどのような計画になっているか、新規採用ですね。中途採用でも結構なんですけども、新たに採用される職員数については、どのような計画になっているのか教えてください。

○藤城光雄委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 職員の採用計画につきましては、今後の我々の事業推進とも大きくかかわってまいります。私どもで10年スパンの中長期的な事業の計画を、現在、策定中でございますので、その計画を見的过程中で、定数計画を定めてまいりたいと考えております。とりわけ、平成30年度に新折居清掃工場がDBO方式によって稼働いたしますので、その分で現行の折居清掃工場の職員については、モニタリングで一部残りますが、一定の数が減っていくということも考えられます。我々としては、その分についてほかに充足すべきところへの対応であるとか、もしくは京都府なり構成市町への臨時的な派遣なんかで職員の力量を高めるというような方向も含めて現在検討いたしておりますので、個々、具体的な数字での採用計画のお示しはできませんけれども、きっちりと定めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はございませんか。  
大河委員。

○大河直幸委員 でしたら、全体の採用人数でお聞きしたんですけども、全体の職員数というのは、今後どうされるおつもりなんです。折居のことがあるので、さらに減らしていくという計画になっているのか、どのように職員数の定数というのは、基本的な構想として思っているのかお答えください。

○藤城光雄委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 現在、再任用の短時間を除いて100名の体制でございまして、先ほど申しあげました大きなところでは、新しい折居清掃工場のDBO方式による運営によりまして、一定の減員。ただ、その退職者がそれだけおりませんので、他の部署への配置転換なり、充足で対応していかなければならないと考えております。ただ、今後、民間委託化という目に見えた形での委託が決定しているものは現時点でございませんので、いずれにいたしましても、人員については大きな形ではまた

今後の、先ほど申しあげました中長期的な施設の整備計画なり、財政計画を見ながらの策定ということになりますので、現時点で今後、例えば10名採用するとか、増員するとか、そういった数字はございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はございませんか。  
大河委員。

○大河直幸委員 今のところ、この計画がないということかと思うんですが、折居のところ、配置転換なども含めてやられるということで、19名の経験を積まれた方たちですよ。こういう方々がこの10年の間に退職をされるということで、新規採用については今後検討していく、どういうふうに計画するかというのは、今後どういうふうにするかというのを考えるということなんですが、この城南衛管でいうと、やっぱり事業の継続性というのは必要なわけじゃないですか。全てをどこかに委託するというわけには当然いかないわけで、3市3町の市民、町民の信頼に応えるべく事業をしていかないといけないわけなんですけど、果たしてこれだけの人員削減がされる、さらに退職者も19名、これから10年間で迎えると。そのもとでこれをしっかり補充をすると、技術継承もしていくというような考え方がないと、組合自体としてのあり方がしっかりと継承されていかないと危惧をしています。

お聞きしたいんですが、先ほど言いましたような、技術継承なども含めて組合としての今後の幹部から若手に対してのスキルの移譲と言いますか、継承ですとか、そういったことを職員数含めて、全体の方向で結構なので、どのようなことを考えていらっしゃるのかということをお教えください。

○藤城光雄委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 今、大河委員の方からもご指摘がございましたとおり、どこの自治体でもそうじゃないかと思うんですけども、この間、団塊の世代の退職問題でかなりベテランの職員の方が退職をされ、組織全体、年齢構成等も含めて若返っているというのが現状でございまして、当組合についても団塊の世代の退職がそろそろ終わりかなということで、入れ代わりが激しい状況になってございます。

我々におきましては、団塊の世代についての退職については、民間委託を図る中で、簡素、効率的な組織体制への移行を含めて、この間、取り組んでまいりました。一方、組織力の維持であるとか、技術の継承の課題など、今後は工場運転技術の習得や経験を積ませるOJT研修を中心に地道にやっていきたいと。といたしますのも、折居工場とクリーン21、ごみ焼却施設、大きく2つの施設を城南衛管の場合でございますが、一方の折居については平成30年度からDBO方式によって、公設民営という形で職員についてはモニタリングの立場でかかわっていくということになりますので、実業務としてのごみ焼却の業務は、長谷山エリアのクリーン21長谷山において行っていくということになりますので、そこで、我々の職員の技術なり、知識、経験を深めていく必要がありますので、今の職員、経験豊富な職員がおりますので、OJT研修によりまして技術継承を図ってまいりたいと考えております。

で、よろしくお願いをいたします。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 こういった技術継承に関しての考え方というのは、わかりました。しかし、民間委託を進められるもとの、果たして市民、町民に対して必要な技術継承がしっかり行われているのか、組合としてのスキルの継承が行われているのかということについては危惧を持っています。

関連してお聞きしたいんですが、13ページ以降、職員向けの研修が行われているということが記載されておりますけれども、民間委託事業者の職員の皆さんに対しては、必要な研修というのは行われているのか、研修の状況について教えてください。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 民間委託につきましては、基本的には受託事業者において必要な知識、技術を持ってもらっていることを前提として委託をいたしております。あくまでも委託でございますので、私どもの支配下において何を研修しろとか、どうせよ、こうせよとは、それは偽装請負になりますので、そういったことはできないシステムになってございます。ただ、日常の工場全体の施設は直営と委託職員とで24時間を管理いたしておりますので、必要な情報の共有、連絡、協議、調整というものは行っております。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 指示できないという、こういう研修を受けてくださいとか指示できないというのは委託ですから、わかりますよ。しかし、実際、民間業者の方が研修なり、必要な講習を受けていらっしゃるかということについては、組合の方としては、把握はされていないんですか。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 委託従業員も職員と同様に、各工場、施設によって取り組み方は違いますが、定期的に研修は行っております。また、運転会議等の日々の詳細事項の報告、指示については、委託の責任者を通じて行っております。また、各工場においての資格取得、必要資格一覧も書面で提出をいただいております。各工場の方で確認し、保管しております。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 把握をされているということなので、もし何かまとまって要るものがありましたら、どういう研修を民間に委託されている事業者の方の職員がされているかということについても、城南衛管の議員の私どもにもお知らせいただきたいと思っておりますので、資料提供の形でお願いしたいと思っております。

職員数の点については以上なのですが、もう1点。10ページの契約状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

競争入札と随意契約の比率、これが随分、十数年前とは変わっていますよということで、比率を記載していらっしゃるけれども、比率ですので、これは金額としてはわかりません。金額としてこの中で、競争入札は幾らだったのか、また随意契約は金額として幾らだったのか。随意契約の中で、組合の中における日立造船の金額というのは見ておく必要があると思うんですが、随意契約の中で、その中に占める日立造船の金額は幾らだったのか、金額ベースでお教えください。

○藤城光雄委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 それでは、表5の契約の状況の金額ベースでご説明させていただきます。

競争入札、金額ですのでこの件数の中には単価契約のものも含まれておりますので、単価契約のものは除かせていただいております。また、折居清掃工場の更新施設の整備運営事業、こちらの方が契約162億円でございますので、そちらの金額を入れますと大きくなりますので、それも除かせていただきます。その前提で、競争入札につきましては、トータル2億9,023万5,430円、それから随意契約の見積もり合わせ、これが1,615万7,232円。それから、特別指名が13億2,425万6,205円、合計としまして16億3,064万8,867円となります。入札の方が金額ベースの比率でいきますと17.8%、見積もり合わせが1%、特別指名が81.2%となっています。ただちょっと、例年に比べて金額が大きいんですけれども、昨年度につきましては、先ほどもありましたように、折居清掃工場の委託の更新に当たっておりますので、そちらの方が4年間分でおよそ3億2,000万円。それから、リサイクルセンター長谷山のプラスチック製容器包装の運転委託に係る契約、こちらの方が3年間分の2億9,970万円、こちらが入っておりますので、少し特別指名のところは13億円と大きくなっているような状況でございます。

その中の特別指名の中のうちの日立造船の額でございますけれども、26年度は件数でいきますと20件、金額で5億4,127万4,400円、こちらが日立造船の金額になっております。

以上です。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ありがとうございます。この入札の金額だけを見ますと、やはり随意契約が相当な割合を占めています。さらに、日立造船の占める割合というのが5億円ということですから、かなりの比率になってくるということです。件数だけで

は見えないものが見えてきたのかなと思うんですが、これを最後にしますけれども、1つの会社に偏ることとか、随意契約という形で偏ることで、この組合全体の技術力がこの会社に依存してしまうというようなことがないのかどうか危惧しているんですけれども、この点についてお考えとございますか、工夫をされていることがありましたら教えてください。

○藤城光雄委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 日立造船の方に偏っているという意味合いかなと思いますけれども、当組合の場合、どうしても7つ廃棄物処理施設がございます。そのうちの折居清掃工場、クリーン2 1長谷山、クリーンピア沢、エコ・ポート長谷山、このあたりが日立造船さんの方で建設請負、プラントしていただいております。そういった関係上、工事請負、整備点検委託、部品の購入などにおいて、プラント技術面での特許使用や制約など、安心、安全な工事運転を確保する上では、現施設整備との機能面における一体性の確保、こういったものも必要であるため、そういった随意契約が少し多くならざるを得ない部分があると考えております。

しかしながら、平成12年度以降、表を見ていただきましても、金額ベースでは確かに特別指名が多いんですけれども、件数としましては可能な限り、こういった工事請負費の中から部品だけを外に抜き出すなり、修繕料を分割発注するなり、そういった形で競争入札に移行するという形で、できる限り入札の方への移行を進めてまいっております。そういったところからも、できる限り1社に依存しない形を努力しているというようなどころでご理解いただきたいと考えております。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 最後、要望にいたしますけれども、努力をしているということで、ご答弁いただきました。私はやはり、1社に偏った発注ですとか、随意契約、特別指名の金額の多くですとか、ちょっと驚きました。そういう意味で言いますと、しっかりと競争のある原理を導入するというのもそうですし、職員の皆さんが施設運営に関してしっかりと技量を身につけていただいて、どの会社のものでも採用できるというような形での移行ということを一定検討していただくということを今後とも努力していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。このことを要望しまして終わります。ありがとうございます。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はございませんか。

久保田委員。

○久保田幹彦委員 1点だけ質問させていただきます。成果説明書の56ページと13ページなんですが、職員の安全衛生管理に要した経費というのがございますが、啓発等々の説明はあるんですけれども、職員のと限定してありますけれども、職場は委託業者などいろいろあるんですけれども、委託業者に対する啓発なり、安全衛生についての取り組みはされているんでしょうか。そういうところをどういうふう

されているのでしょうか。

以上です。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 この職員の安全衛生管理に要した経費、約340万円につきましては、主に年2回実施をしております職員の定期健康診断等々に要した経費になります。そのほか、委託業者については先ほどご説明させていただいたとおり、各委託業者の雇用責任の中で安全衛生の活動等をされているということになっておりますので、この中には含めておりません。

以上です。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 それはわかるんですけどね。職場の特性とといいますか、やはり委託業者の方とか、仕事の取り合いとといいますか、分担なりがあって、同じところでやっているの、合同の安全衛生に関する取り組みをやっていたきたいなと思いますので、要望して、以上で終わります。ありがとうございます。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 ちょっと初めてなので、質問の仕方がよくわからないんです。幾つかあったら、1個ずつですか。

○藤城光雄委員長 それでもいいし、まとめてでもいいということです。

○亀田優子委員 いいんですか。わかりました。

まず、成果報告書の1ページだとか、それから7ページあたりになると思うんですが、今回26年度の決算ということですが、26年度を含めてこの2年ほどで不正問題、不祥事問題がたくさん相次いで、マスコミなんかにもかなり書かれていましたけれども、一体どういうもので幾つあって、どういう内容かということをお聞きしたいのと、それから、その後、安全推進室を設置されて、法令遵守だとか安全管理に努めているということをおっしゃっていただいても、どのように進めてこられたのか、そのあたりの経過を教えてください。

それから、これは不正とか不祥事ではないと思うんですが、今回で2回目ぐらいで、私はここに寄せてもらっていますけれども、来るたびに事故の報告が上がっています。交通事故もありましたし、この間もフォークリフトの事故なんかも報告がありましたけれども、なぜ事故がなくなるのか、未然に防ぐ手だてというのはどんなふうに取り組んでおられるのか教えてください。

それから、昨年12月になると思うんですが、粗大ごみ施設の事故。これは、直接、職員さんではありませんけれども、業者の職員が大けがをするという事故があ

りましたが、これについても12月ということで1月から始まるプラスチック容器包装リサイクルの関係で期限が迫っていた、そのような追われた状況もあったのかなと思うんですが、この事故の原因と経過を教えてください。

それから、職員体制とかそのあたりも聞こうと思っていたんですが、先ほどから出ているので省きます。

入札のところなんですけれども、成果報告書の10ページから11ページですけれども、今、競争入札とか随意契約のあたりの金額での件数割合はわかったんですが、11ページ、ここには載っていない、13と書いてあるところに新折居の施設の整備運営事業の総合評価一般競争入札なんですけど、これは、ホームページを見てもなかなか26年度の入札結果の中を見ても、すぐにわからなかったですし、大規模な工事、金額にもかかわらず、住民の目によくわからないような、こういう載せ方はぜひ見直してほしいなと思います。

それから、このときの総合評価一般競争入札は、金額だけじゃなくて、それ以外の要素、入札するに当たっての要素はどういうものが上げられていたのか教えてください。

それから、このときの落札価格は工場の建設で約90億円ですね。20年間の管理業務も一括されての入札で、これが20年間で70億円と結果を見たらわかるんですが、年間当たりの費用、70億円をただ単に20年で割るのかどうか、そのあたりの管理、年間の管理運営費を教えてください。

以上です。

○藤城光雄委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 最初に、2点目にご質問をいただきました、この間の専決処分の関係でございますけれども、本年6月の臨時会で物損事故についての専決処分、地方自治法第179条に基づく専決処分が2件ございまして、業務中における物損事故ということで発生をいたしております。我々の方の組合では、委員の方から立て続けにということのご指摘で、非常に申しわけないんですけれども、この間で見ますと、平成19年度に自動車事故の関係の専決処分をさせていただいているんですけれども、その後ずっとなかったんです。27年度に入って先般の2件の物損事故、それから、それに加えてクリーン21でフォークリフトの事故、これは報告という形でさせていただきましたけれども、我々の方としてもこの間、事故がなかっただけに非常に重く受けとめをいたしております。

安全対策の徹底と職員の意識向上を図りますために、職員に対しては文書通知を行いますとともに、各所属では安全対策の会議を実施して、そういう安全対策事例の情報を組織内で共有するように指示をいたしております。先般のフォークリフトの事故等も受けまして、再度の安全点検研修であるとか注意喚起を行いまして、今後とも緊張感と細心の注意をもって業務に当たるように通知もいたしておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 越智安全推進室長。

○**越智広志安全推進室長** 1点目の不祥事の関係でございますけれども、一昨年来、不祥事を起こしましてまことに申しわけなく思っておりますでございます。

具体的な事案につきまして説明をさせていただきますと、平成25年度につきまして、まず5月に折居清掃工場におきまして基準値を超える排ガスの発生事案がございました。これにつきましては、京都府の山城北保健所への報告が遅れたほか、あるいはその後、データの改ざんがあったというようなことがございまして、大変ご迷惑をかけたところでございます。

その後、8月には奥山埋立地につきまして、埋立地からの排水を届け出どおりの処理をしていなかったということで、これも保健所の方から措置命令なり、改善命令を受けたというような事案がございました。

それから、11月には折居清掃工場におきまして、白煙防止用の冷却器から冷却水が漏出という事案がございました。これにつきましては、後の対応の中で法令を十分に理解していない部分があって、少し混乱をしたというような事例でございます。

いずれにつきましても、技術的な問題はさることながら、それ以外に環境法令についての知識不足ですとか、危機管理意識の欠如、それから先ほど来ございました、基本的な技術知識の継承といったようなところが少しおろそかではなかったかということで、事故の調査委員会からもご指摘を受けておりますし、私どももそういうことだろうということで深く反省をしておりますところでございます。

それにつきましての対応といたしまして、先ほど来ございましたように、平成26年度に組織条例を改正していただきまして、安全推進室を設置し、法令遵守の徹底に向けた職員の教育指導とか技術継承など組織体制の強化、職員意識の改善に組合をあげて取り組んでいるところでございます。

その中で、昨年につきましても6月に基準を超えるばいじん処理物を大阪湾広域臨海環境整備センターの方に搬出したというような事案が判明いたしまして、大変皆さんにご迷惑、ご心配をおかけしたところでございます。これにつきましては、技術的などところにつきましてダイオキシン発生抑制防止を基本にした運転管理を徹底するというようなことで対応してきているところでございます。

いずれにいたしましても、組合の使命と申しますのは当然、廃棄物を適正に処理することによりまして、住民の公衆衛生あるいは生活環境を保全して、循環型社会を構築していくことと強く思っております。一連の経験を貴重な経験といたしまして、安全、安心な工場運営に万全を期して、住民の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**藤城光雄委員長** 岡リサイクルセンター長谷山所長。

○**岡 輝臣リサイクルセンター長谷山所長** 粗大ごみ処理施設更新工事の施工に際し、平成26年12月25日に工事関係者が貯留ホップ内部を研磨中に、ホップ内に挟まれるという事故が発生いたしました。原因といたしましては、電気室動力電源を切らないで作業をしていたこと及び電源をオフにしたときにホップが閉まる



回路になっていたことを知らなかったことが原因となっておりますので、対処方法といたしましては、電源を切断した場合にホッパが稼働しないような対応をしております。

○藤城光雄委員長 山之江新折居清掃工場建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 折居清掃工場の更新施設整備運営事業についてのご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

この新折居清掃工場の入札につきましては、総合評価ということでやっておりまして、価格以外の要素ということでどういったものがあるかということでございます。これにつきましては、落札者選定基準書というものを入札公告とあわせて公開して入札を行っているところでございます。これはホームページにも載せているわけでございますけれども、先ほどご指摘がありましたように、ホームページが非常に見にくいということでございます。決して意図的に見にくくしているわけではございませんが、できるだけ見やすくなるように改善していきたいと思っております。

中身についてですが、価格以外の要素としては、評価項目としてはいろいろございますが、23の項目について評価をしてございます。具体的に言いますと非常に長くなりますので、ピックアップして言いますと、例えば長期に安全、安定処理できるプラント設計が行われているか、この中身については焼却性能向上であったり、安全性の向上の取り組みがどのようなものがあるか、また計画外の修繕、こういったものに対してどういう取り組みが行われているかという、こういった項目についての提案について審査するということとなります。

それ以外に、環境に配慮した施設、ごみの持つエネルギーと水資源の有効利用ができるような施設であるかという点については、年間の売電量についてどういう計画になっているのかというようなこととか、また当然、住民の皆さんにご理解いただかないと、これは非常に身近な生活に欠かせない施設でありますので、施設見学の内容についてどういう取り組みがなされているのかと、環境学習の計画であるとか、そういうことについても評価していったところでございます。評価項目は23項目評価して、総合評価として総合点で落札者を決定しているということでございます。

あと、もう1点の質問でございました年間当たりの費用ということで、今回、契約額については運営費の部分で言いますと、約71億円でございます。これを20年間で執行していくということになりますが、単純に年で割りますと約354百万円というようなこととなります。これについては、事業提案の中でいろいろ修繕時期であったり、20年間を見据えていつの時点でどういった部品交換をするとか、そういった計画がございまして、年度ごとには少し計画そのものはばらつきがありまして、大体270百万円から390百万円ぐらいの幅がございまして、また実際にやって修繕の時期がもう少し早い方がいいとか、もう少しもつとかいうようなこととなりますと、年度間でその費用を流用して執行するような、そういった形になってまいります。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 その不正問題、不祥事という問題は、25年、26年で大きく4件あったということで、これも先ほど来、職員の人数が大きく減ってくる中で民間委託もしながら衛管の業務というのは運営されているんですけども、その技術的な問題とかがおろそかになっているんじゃないか、環境法令の意識の希薄化なんかも答弁でおっしゃったんですけども、いろいろやっぱり今、答えてもらう中で、これからの衛管のあり方としては、すごくやっぱり市民としても不安になる、技術継承がしっかりと知識の継承、本人の研修もさることながら、継承という点では民間に丸投げをするような形になりつつあるというところを危惧しますけれども、その辺、安全推進室としては今後の安全管理、今、答弁されましたけれども、やはり職員の皆さんがやる気を持って仕事に当たってもらうという点では、今後さらに努力をしてほしいと思いますが、3年間の任期ということでおっしゃいましたけれども、今後はどうなふうに推移をしていくのか、この安全推進室のあり方、それから、職員への研修、指導のあり方を再度お聞かせください。

それから、事故の関係は本当に基本的なミスから起こっているということが今の答弁でもわかるんですけども、研磨をする、そういう作業をしている最中に電源を入れるとか切るとかということをする事自体がそもそも間違いで、これは技術や云々じゃなくて、素人でもわかるような本当に初歩的なミスが発生したんですけども、衛管として幾ら委託業者の指導とか範疇やおっしゃいますけれども、やはり発注者としての、衛管としての責任をどこが持つのか、こういう場合。その辺はどうなっているのか教えてください。

それから、あと入札の関係なんですけど、ホームページの方ではずっとわかりにくかったんですけども、見ていったら詳しくは載っていたんですけども、1つわからないのは、総合評価一般競争入札で入札をされたんですけども、結局、応札したのは日立造船1者ということで、その総合評価の価格以外のところも長期に安定して運営できるかとかいう、どこでもそれはやってもらわな困るんですけども、日立だけで競争性が働いていないと思うんですよ。結局、日立しか応募してこなかった。金額ということでは、建設費と管理運営で162億円のすごい莫大な金額をかけて工事をこれからやっていかれるんですけども、総合評価の一般競争入札というからには、やはり衛管側の技術というのがかなり重要視されると思うんですよ。要は、プラントメーカーの言うなりの技術じゃなくて、やはりそこでこういう技術革新があれば、この20年間の中の管理運営費というのも変わるかもしれない。それを20年間の契約をしてしまったということは、20年間、衛管が保証しなければいけないということなるんですけども、ちょっとお聞きしたいのは、20年間で技術革新でもう少しコストが安くなるという場合でもこの金額というのは変わらないのか、そのあたりはどうなのか教えてください。

それと、ホームページで見た26年度の入札結果なんですけど、その数字とこの成果報告書の10ページの数字が合わないのは、多分、物品購入とかの関係かと思うんですけども、ホームページで見た入札の結果は187項目の入札結果なんですけど、この成果報告書は合計240件になっているんですね。ここの差というのはどういうことか教えてください。

以上です。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 私の方から一連の事案を踏まえたコンプライアンスに対して今後の問題と、それから新折居の入札につきましての基本的なことについてお答えさせていただきます。

一連の事案、先ほど安全推進室長から申し上げたように、25年度以降いろんな事案が起こったわけですが、それぞれの事案はそれぞれのまた個別の事由もございまして、それは一つ一つ申し上げませんが、25年度の折居清掃工場における事案のときに、第三者委員会の報告もありましたように、それで指摘されていることが共通的であろうかと思うんです。私もずっと対応もしてきたわけですが、やはり、我々の職員の中に環境に直結する業務を行っているということからくる環境への感度というか、それは当然、感覚的なものではなく、法令がどうなっているのか、法律がどうなっていて、我々の施設はどういう法律に基づいて何をしなければならないのか、何をすべきなのか。あるいは、どういう場合にはどういう届け出を出さなければならないのか、やはりこういったことが非常に不足しておったということが1点ございまして、それから、やはりそういうところで環境に直結する業務をしているわけですから、やはり個々の職員におけるプロ意識といいますか、向上心も含めてそういう意識の問題もあったのではないかと。そういったことから、安全推進室というものをコンプライアンス体制の確立をするために設けた次第でございます。

それで、今後でございますけれども、先ほど坂下委員からのご質問のときもお答えしました。また、委員の方からも3年というのがちょっとございましたが、安全推進室そのものが設置条例で特に期限を決めて設けた組織ではございません。この安全推進というのが3年で終わりとか、何年で終わりとかいうような限定つきのもものではございませんので、おそらくどういう組織をつくらうか、このことはこれからの城南衛生管理組合にとって基本的で最も大事な目標だろうと思っておりますので、安全推進につきましては重大な課題として今後も取り組んでいきたいと。

その組織をどのようにしていくのか、また組織の責任者をどのように確保していくのかというのは、これはまたそのときどきの組織であり、そのときどきの人事でございますので、またこれはいろいろ今後も変わっていく可能性はあろうかと思っております。そのように考えておりますが、少なくともコンプライアンス体制の確立というのは2年、3年でできるわけではございませんので、今後も引き続き重要な課題として取り組んでまいりたいとこのように思っております。

それから、新折居清掃工場の入札につきましては、総合評価方式で行いましたが、総合評価方式でやったから何か全部、我々が考えるべきことを考えずに全て民間の方に丸投げしたということではございません。工場だけを建設する工事だけをするにしても、あるいは長期運営委託を含めたDBO方式でやるにしても、私どものこうした清掃工場というのは、基本的には非常にハイテクなプラント工場でございますので、一定の性能発注という形でこれこれの量のごみをこれこれこういう性能でもって安全に的確に確実に処理できる施設、こういった形で発注いたしております。

て、その大半につきましてはやはりプラントメーカーの専門的知識、技術を得て、施設をつくっていくと、こういうことでございますので、その発注形態によって何か私どもの方でやっていることに軽重があるというものではございませんので、その点につきましてはご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 山之江新折居清掃工場建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 先ほど質問のありました新折居清掃工場の20年間の契約の件でございますが、技術革新がその20年の間にあったようなケースでございます。これは何もDBO方式だからといって、そういった技術革新の内容を取り入れられないと、20年間固定で何も入れられないということではございません。そういったものがあれば双方申し出によって、協議によって取り入れる、入れないということを協議できるというような契約の内容になっております。その際の費用ですが、費用についてもその内容によって双方協議の上、決定するというような形の契約になってございます。

以上です。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 私からはリサイクル長谷山工場の人身事故についてお答えします。

この事故については組合としても大変残念な出来事でございます。どういう指導をしているのかということでございますが、当然、施工、建築に入りましてからは、定期的に安全会議等、組合監督職員も参加いたしまして日々、作業日報、また週、月、定期的に安全会議を開催しまして、事故のないよう、安全についての徹底はしておったわけですが、今回の事故につきましては、電気系統のリレーの作動ということを作業者が周知していなかったという、現場で起こったことございまして、委員ご指摘されましたが、私どもの方からは1月の試験運転に向けて、決して焦って施工を急かしたわけでもなく、通常の計画どおりに工事は進んでおりました。その中で起こった事故でございまして、残念ではございますが、今後こういう工事、管理監督についても十分に気をつけたいと思います。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 安全推進室の関係は組織のことなので、誰が当たるかというのはまた今後検討していくということで、安全推進室自体は今後も設置が続くということで理解をしました。

あとちょっと前後しますけれども、今回の粗大ごみ施設の事故の指導、責任というのは、衛管のどこの部署が当たることになるのか。これも安全推進室の範囲になるのか、その辺をもう少し教えてください。

それから、新折居の入札、契約の関係ですけれども、技術革新があればまたその辺は変わってくるということで理解をするんですけれども、費用も双方で協議するというのですが、技術革新ですからコストが安くなって、契約金額ももしかしたら下がるということもあるのでしょうか。今後、構成市町の分担金にも影響してきますし、償還の関係とかも返済が進んでくると思うので、そのあたりももう少し教えてください。

それから、先ほど、先に質問された委員さんの答弁で新折居のほとんどの業務が日立グループが行われますけれども、職員さんはモニタリングで残るみたいな答弁だったんですけれども、衛管の職員としては全くこの新折居にはかかわらないのか、モニタリング以外。これだけ事故やいろいろな起こるような状況の中で、やはり衛管職員としてもしっかりと見ていく必要があると思うんですが、そのあたりはどんなふうになっているのか教えてください。

以上です。

○藤城光雄委員長 先ほど、成果報告の関係で。

橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 先ほどちょっと答弁が漏れていました。契約関係です。ホームページと件数の違いということで、ホームページに公表させていただいておりますのが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令、これに基づきまして公表しております。その関係でいきますと、入札と見積もり合わせと随意契約特別指名のところは250万円以上、こちらの方だけ公表しております。一方、契約の状況につきましては、250万円以下の契約の方もこの中に入っておりますので、差につきましては基本的にその差だということです。

○藤城光雄委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 事故の際の責任といいますか、その辺のあたりをお答えさせていただきます。

基本的に工事請負等の契約に関しましては、体制としまして当方の監督職員というものを配置しまして、適切にその者が工事の指導なり、調整なりを行っております。工事の規模によりまして、監督職員の任命の人数も決めておりまして、リサイクルセンター長谷山ですと3名の体制をもって当たっております。そういったところで、そういった者が業者と打ち合わせ等を含めて、指導なり、調整なりを行っております。

以上です。

○藤城光雄委員長 福西施設部参事。

○福西 博施設部参事 新折居の関係で、技術革新につきまして、費用が下がれば下がるんですかという質問ですけれども、これにつきましては入札時にリスク分担表という細かいものを設定しまして、これ以外に物価変動リスクとか不可抗力リスク

とか住民反対リスク、第三者賠償リスクとかいろんなリスクが、民間に委託するに伴いましていろんな問題が出てきますので、そういうやつを整理しましたリスク分担表というのをホームページで公開しまして、入札に参加していただいておりますので、こういうのは明確にして入札をかけさせていただいております。

もう1点は、モニタリングにつきましては、民間に運転委託を任せるんですけれども、安心、安全な運転が一番ですので、これにつきましては私ども、運転の技術があります者がリアルタイムでどんな運転状況をしているのかモニターの方を見まして、要監視基準とか、運転の監視基準を設けまして、何かあればすぐこちらの方で運転業者さんと対応させていただくということでモニタリングの方は考えております。これにつきましては、事業経費を含めて全部監視することで考えております。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 大体、答弁としてはわかりました。また、総括で全体でお聞きしたいと思いますので、このところはもう結構です。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はございませんか。  
服部委員。

○服部 正委員 この成果説明書の12、13ページにおきまして、職員研修を実施されているんですが、一般研修の中で管理監督者向けメンタルセミナー、また次の14ページでもメンタルヘルス講習会というのをやられているんですが、職員におかれましては健康面でこのメンタルヘルスというのは、事業運営については重要なところだと考えますが、平成24年度の決算委員会の中でも説明されておられるところで、このメンタルヘルスによって疾患されている方はおられますかというところで、平成24年度に2人の休職者がおられたというご報告があったんですが、現在、このメンタルヘルスによる疾患の数というのはどのような。そして、この状況は改善されているのか、内容の方をお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 24年度にメンタル疾病に伴う休職者が2名いたというご報告をさせていただいていると思うんですけれども、両名とも職場復帰をいたしております。1人につきましては、25年度中に復帰をいたしまして、もう1人につきましては、26年9月に復帰をして、現在のところ順調に職場復帰をされているというような状況になっております。

今後についても、メンタル疾病については、やはり発生した場合については有能な人材の喪失なり、職場能力の低減につながるということで、当組合についてもメンタル疾病の対策については重要視しておりまして、メンタルヘルス等のチェック

を行なう中で、全職員に対する自らの気づきとかそういうことをできる限りやっ  
ていきまして、そういった疾病の防止につなげていきたいと、努力していきたいと考  
えておりますので、よろしく願いいたします。

○藤城光雄委員長 現状についてはどうですか。

杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 現状については、休職者等はありません。2名については、  
少しまだ一定の通院はしていただいているんですけども、職場上は問題ないとい  
う状況になっております。

○藤城光雄委員長 服部委員。

○服部 正委員 ありがとうございます。それでは、一定の成果が上げられていると  
いうことで、引き続きこのような対応でやられるということと理解していけばいい  
かということですね。では、引き続きこのような方向でされることをご要望させて  
いただきます。よろしく願いします。

○藤城光雄委員長 ほかにございませんか。

原田委員。

○原田周一委員 今のに関連するかもわかりませんが、成果報告書の14ペー  
ジ。健康診断の結果ということで、表10に出ているんですが、この受診者数と、  
それから再検査の対象者数、率を見ますと、我々、素人の一般の感覚では非常に再  
検査にひっかかっているのが多いと。特に、衛生管理組合は、ここの上にも特定業  
務従事者と書かれて、いろんなものを扱っていますので、その辺の環境と、あるい  
はこの疾病というんですか、再検査でひっかかった、そういった因果関係というの  
はどのように見ておられるのか、その辺がもしわかればお願いしたいと思うんです  
が。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 年2回の定期健康診断を実施しておりまして、それぞれ12  
0名程度で58%、44%というような再検査率になっております。この主な内容  
につきましては、いわゆる生活習慣病、脂質だとか肝機能、いわゆるそのような状  
況等々がほぼこのうちの半数程度を占めております。やはり、言われております生  
活習慣病に伴う特定健康診断等々、コレステロールの数値とか血圧の管理基準等々、  
検査数値の基準がちょっと上がっておりますので、どちらかと言うと比較的、対象  
者が出やすいような状況になっているのかなと考えております。

以上です。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 今言われた定期健康診断、これの肝機能とかコレステロールとか、そういう俗に言う生活習慣病とかいうのは、当然これは個人の健康管理の範囲やと思うんです、ある程度。当然、指導も必要ですけども。だけど、この下の特別健康診断、この内容はこういったものですか。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 基本的には同内容で変動はありません。しかし、特別健康診断につきましては、一定の有機溶剤等を扱っている職員さんもおられますので、その項目を一部追加して検査をしておりますけれども、基本的には血液検査、高血圧とか肝機能等々の検査項目については、2回の検査は基本的には同一内容ということになっております。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 今言われた、一部、作業員の方が有機溶剤とかを扱っていると。当然、規定で取扱従事者は例えば防毒マスクみたいなものをやるとか、そういうマニュアルは当然あると思うんですけども、そういった部分でこういう検査にひっかかってくる、そういうようなことはないのでしょうか。それは、どのように見ておられますか。そういう意味で、先ほど作業環境との問題ということでちょっとお聞きしたんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○藤城光雄委員長 杉崎事業部次長。

○杉崎雅俊事業部次長 特定健康診断の有機溶剤部分等については、特にひっかかっている職員はおりません。作業時点では、防毒マスクなり、防御に必要な器具を使いましてやっておりますので、今のところ健康状態については特に問題はないと考えております。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 先ほどちょっと防毒マスクの話が出ましたけれども、特に有機溶剤あるいはばいじんとか粉じんとかいうものを長期間吸ってしまうと、最終的には大変な公害の病気、慢性化して大きな問題になると。まして、ここは公的な機関でもありますので、やはりそういうような施設からそういった人を出さないということは、もう最低限必要やと私は思いますので、マニュアルの徹底と今後もその辺の管理、監視という部分でよろしくお願ひしたいと思います。回答は結構です。要望です。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で、議会費、総務費、公債費、予備費についての審査を終結いたします。

#### [衛生費]

○藤城光雄委員長 休憩に入る前に、衛生費についての説明を求めます。  
寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 それでは続きまして、衛生費についてご説明を申し上げます。  
衛生費は、組合の根幹業務でございます、し尿及びごみ部門の管理運営や処理、処分等に要する経費が主なものでございまして、衛生費を構成いたします目ごとに順次ご説明を申し上げます。

最初に、成果説明書59ページをお願いいたします。

成果説明書59ページ、清掃総務費でございます。決算額は6億4,549万5,097円で、前年度比較で1,963万8,625円の増額となっております。主な経費といたしましては、一般職員72人及び再任用短時間勤務職員19人の人件費や工場運転等に従事する嘱託職員6人の報酬などのほか、職員研修等に要した経費、ダイオキシン類測定業務委託料、場内整備管理業務委託料に要した経費並びに今後のし尿処理検討業務に要した経費などがございます。

各工場別一般職員給与の決算額の状況は、54ページの平成26年度職員給与費決算額調の清掃総務費欄に記載のとおりでございますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

次に、60ページをお願いいたします。し尿委託費でございますが、決算額は3億2,223万5,334円で、し尿収集運搬委託料は積算上の収集必要車両の減少等に伴いまして減額となっております。また、前年度に引き続き、転廃業助成金が1台分発生し、3,586万円となりました。以上により、合計では前年度比較で1,860万9,736円の減額となっております。

なお、平成26年度のし尿収集実績の詳細は、17ページ。表11に掲載をいたしておりますが、し尿の収集量は年々減少しており、平成26年度におきましても、前年度比較で約1,607キロリットル、8.62%減少し、1万7,041キロリットルとなっております。

また、浄化槽汚泥の清掃につきましては、管内6企業に許可を行っているところでございます。事業の実績につきましては、18ページの表12から13に記載をいたしておりますが、浄化槽汚泥の搬入件数も近年減少傾向にございまして、平成26年度の搬入件数は、前年度から1,066件減少し、1万3,536件となっております。汚泥の搬入量は前年度から1,814キロリットル、5.23%減少し、3万2,852キロリットルとなっております。

次に、60ページに戻っていただき、徴収費でございます。

徴収費の決算額は665万9,453円で、その主な経費は、し尿処理手数料事務の電算処理に要した経費や納付書等の印刷、郵送料など収納事務に要した経費な

どでございます。なお、し尿処理手数料の過年度分の過誤納還付金として、償還金35万8,520円を支出いたしました。

くみ取り世帯の状況につきましては、18ページの一番下、表15でございます。18ページをお願いいたします。この表15に記載をいたしておりますが、管内の下水道の整備、普及によりまして、くみ取り世帯は年々減少しており、平成26年度末し尿収集登録世帯は前年度から609世帯減少し、5,041世帯となっております。

次に、61ページをお願いいたします。

61ページ、し尿処理費でございますが、決算額は1億6,795万5,740円で、前年度比較で1億4,158万2,427円の大幅な減額となっておりますが、この要因は、前年度の沢第2清掃工場解体工事に要する経費1億5,645万円が皆減となったことによるものでございます。そのほか、主な経費は、光熱水費や燃料費などのほか、施設設備の運転、維持管理に要した経費などがございます。

19ページの下の方の表16をご覧くださいたく存じます。19ページをお願いします。

し尿及び浄化槽汚泥の全体搬入量は、先ほど申し上げましたとおり、近年減少いたしておりますが、平成26年度では合計で4万9,893キロリットルの搬入がございましたが、その全量につきましては、クリーンピア沢において処理いたしましたものでございます。

続きまして、ごみ関係経費について、目ごとに順次ご説明を申し上げます。62ページをお願いします。

62ページから64ページにかけては、ごみ焼却費でございます。決算額は14億2,436万8,849円で、前年度比較で2億1,549万3,829円の大幅な増額となっております。ごみ焼却費のうち、クリーン21長谷山についての決算額は、62ページの一番上、6億9,543万6,581円で、前年度比較で1億6,926万2,634円の増額となっております。主な増加要因は、ボイラー設備など施設の定期分解整備費等の増、設備の維持管理経費の増、工場設備の老朽化状況調査を実施したこと等によるものでございます。

そのほか主な経費といたしましては、夜間及び土日昼間運転の委託経費のほか、施設整備費、薬品・油脂類購入費、光熱水費・燃料費及び焼却灰の運搬・処分費など、施設設備の運転・維持管理に要した経費でございます。

当組合のごみ処理事業における中核工場として、組合に搬入される可燃ごみの約51%に当たる4万5,590トン进行处理いたしたところでございます。なお、クリーン21長谷山におけるダイオキシン類基準値超過の事案発生に伴い、大阪湾広域臨海環境センターから、クリーン21長谷山から発生するばいじん処理物及び焼却灰の搬入停止の措置を受けましたことから、この期間中、折居清掃工場での焼却量をできる限り増加させ、このクリーン21長谷山での焼却量を極力減少させる運転を行い、クリーン21長谷山のばいじん処理物及び焼却灰の発生を抑制するための運転を行ったところでございます。そのため、搬入停止の期間につきましては、城陽市及び久御山町の可燃ごみの搬入先をクリーン21長谷山から折居清掃工場にシフトいただき対応を図ったものでございます。

また、27ページの表22、表23に記載をいたしておりますとおり、ごみ発電

による発生電力を工場運転用電力として使用し、余剰電力を電力会社に売却したほか、焼却灰中の鉄類を回収し、資源化をいたしております。

次に、63ページの方をお願いします。63ページから64ページは、折居清掃工場の運転管理に要した経費でございます。

決算額は63ページにありますとおり、7億2,893万2,268円で、前年度比較で4,623万1,195円の増額となっております。折居清掃工場におきましては、平成25年度の度重なる不祥事を二度と起こさないよう、これらの再発防止対策として、設備の改修や排ガス事故等対応マニュアルを作成し、安心、安全な工場運転のための職員教育を実践しております。また、当該施設は昭和61年3月から稼働しており、平成26年度末で稼働後29年が経過をいたしました。この老朽化した設備の点検の充実を図るとともに、必要な設備の整備を行ったことが増額の要因となっております。具体的には、電気部品の老朽化が著しい無停電電源装置、定期点検整備修繕料2,041万2,000円、コンピューター設備年間保守点検委託料1,281万9,600円などがございます。

また、クリーン21長谷山におけるダイオキシン類基準値超過の事案発生により、折居清掃工場のごみ焼却量が前年度より7,635.74トン増加したため、光熱水費、燃料費、薬品の購入費及び焼却灰の運搬処分費なども増加いたしております。

そのほかの主な経費といたしましては、施設設備の運転、維持管理に要した経費などがございます。

折居清掃工場は、クリーン21長谷山の稼働を機に従来の2炉運転を1炉交互運転に切り替え、ごみ処理事業の効率化に努めておりますが、組合に搬入されました可燃ごみの約49%に相当いたします約4万4,366トン进行处理し、昭和61年の工場の稼働当初から焼却過程で発生いたします蒸気を京都府山城総合運動公園、太陽が丘でございしますが、ここに供給し、温水プールなどの熱源として再利用するなど、循環型社会形成推進施設としての役割を果たしているところでございます。

次に、64ページ中段、ごみ中継費でございますが、これは、ごみ収集輸送の効率化と構成市町間の公平性を確保するためのごみの中継運搬経費でございます。決算額は3,702万9,184円となっております。主な経費といたしましては、ごみ中継の運転管理業務委託、車両の維持管理に要した経費、中継設備の維持管理等に要した経費などがございます。

次に、65ページ、リサイクル費でございます。決算額は1億9,663万5,539円で、前年度比較で537万5,266円の増額となっております。主な経費といたしましては、缶、瓶、ペットボトルの選別委託料などの容器包装廃棄物等の資源化に要した経費、施設設備の運転、維持管理に要した経費及び処理施設の定期点検整備に要した経費並びにリサイクル工場の運営に要した経費などがございます。

平成26年度におきましても、構成市町と連携、協同して容器包装廃棄物4品目及びトレイ類などの資源化に努めますとともに、剪定枝のチップ化物の住民、事業者配布事業にも取り組んだところでございます。

また、リサイクル工房では、廃棄物を資源として再利用する資源循環型社会構築へのPR施設として、開設以来、リサイクル工房、住民教室及び小学校の施設見学など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。平成26年度におきましても、

31ページから34ページに記載をさせていただきましたが、工房運営につきましては、エコ・ポート長谷山を拠点として、「ゆめりあうじ」等での出張教室をはじめ、折居清掃工場では毎月2回定期開催に加え、管内小学校を対象としたPTC出張教室を実施するなど、地域への定着を図る取り組みを進めたところでございます。

次に、66ページをお願いいたします。ごみ破碎費でございます。ごみ破碎費は、奥山リユースセンターでのごみの破碎処理に要した経費でございます。なお、平成27年1月からは新粗大ごみ処理施設の試運転を開始いたしております。リサイクルセンター長谷山でございます。決算額は9,607万3,971円で、前年度比較で3,832万2,594円の減額となっております。新施設の稼動に向け必要最小限の支出に抑えたことが、この減額の要因となったものでございます。

そのほか主な経費といたしましては、破碎ごみの運搬委託料、宇治廃棄物処理公社への処分委託料、工場運転に要した電気使用料、破碎機交換部品の購入費などでございます。平成26年度の不燃、粗大ごみの処理実績は、35ページの表33に記載をいたしておりますとおり、前年度から約4,410トン減少し、1万4,343トンとなっております。

ページが飛んで恐縮でございますが、次、67ページをお願いいたします。

67ページ、ごみ埋立費でございます。決算額は8,507万7,784円、前年度比較で1億1,581万3,190円の大幅な減額となっております。この主な要因は、奥山排水処理施設の復旧に要した経費が前年度の1億6,361万982円から4,443万3,301円に減少したことによるものでございます。当該施設につきましては、復旧に向け施設の総点検を行い、必要な整備をいたしたものでございまして、平成25年度には、より安定した浸出水の処理を目的として新たに高度処理設備を設置いたしております。また、この間に奥山埋立処分地から発生する浸出水につきましては、クリーン21長谷山で処理すると同時に、外部委託による処理を実施いたしたものでございます。なお、37ページに記載をいたしておりますが、当該施設につきましては、昨年8月7日付で京都府山城北保健所より措置命令及び改善命令の履行確認を受け、施設の稼動を再開いたしております。

37ページの表39に、奥山排水処理施設の放流水の水質測定結果を掲載いたしておりますが、いずれの項目につきましても基準値を満足いたしております。なお、浸出水処理をより適正に実施するため、浸出水調整設備設置工事を施工し、本年9月に完成をいたしたところでございます。

その他の主な経費といたしましては、三郷山埋立処分地の排水処理施設など、処分場機械設備の点検整備等に要した経費、処分地施設の運転に要した光熱水費などでございます。

ごみの最終処分は、当組合の三郷山処分場、グリーンヒル三郷山でございますが、このほか、宇治廃棄物処理公社及び大阪湾広域臨海環境整備センター、大阪湾フェニックスセンターでございますが、こちらで行っているところでございます。

平成26年度の最終処分実績は、36ページの中段の表37に記載のとおり、前年度から約1,096トン増加し、1万9,053トンとなっております。

続いて、68ページ、新折居清掃工場建設事業費でございますが、決算額は4,033万6,724円でございます。これは折居清掃工場更新のための環境影響評価等の委託料などでございます。新折居清掃工場につきましては、総合評価一般競

争入札によりDBO方式による建設運営事業者を決定いたしました。事業費につきましては、設計、施工業務に係る金額91億2,238万9,560円、20年間の運営業務に係る金額70億7,761万4400円の合計162億円で契約を締結いたしております。契約締結までの経過、事業計画表につきましては、40ページに記載をいたしておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

続いて、68ページ、粗大ごみ処理施設建設事業費でございます。決算額は17億9,883万1,800円、前年度比較で15億2,493万4,200円の大幅な増額となっております。これは、粗大ごみ処理施設等の更新事業が完成年度となったことによるものでございます。

なお、更新事業の取り組みの概要につきましては、39ページ記載をいたしております。

平成24年度からの3カ年事業で、本年3月に竣工となったものでございます。の施設、リサイクルセンター長谷山でございますが、この施設の完成及び稼働によりまして、容器包装リサイクル法の遵守及び資源の有効利用の促進に一層寄与することが可能となり、資源循環とより安心、安全なごみ処理事業の推進に必要な事業基盤を整えたものと考えております。

なお、事業の詳細等につきましては、ここに記載をいたしておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、衛生費関係の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○藤城光雄委員長 暫時休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

昼食は1階の会議室に用意しております。

午前11時58分休憩

午後0時57分再開

○藤城光雄委員長 それでは、これより休憩前に引き続き、会議を少し早いですが、再開いたします。

これより、衛生費の審査に入ります。

質疑はございませんか。

久保田委員。

○久保田幹彦委員 それでは、質問させていただきます。

成果説明書40ページ、7番です。先ほども質疑があったんですが、折居清掃工場更新事業の内容について、少し質問したいと思います。

これまで取り組みされてきた環境影響評価と運営事業の契約締結までの事業計画表が示されておりますが、新工場に当たって環境に配慮した技術的なポイントの説明をお願いしたいと思います。

もう1点は、周辺環境への配慮や周辺自治体等への説明や理解はどのような状況になっているのか。

もう1点は、建設の手法としてDBO方式ということでございますが、少しDB

○方式の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○藤城光雄委員長 山之江新折居清掃工場建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 1つ目のご質問ですが、新工場で環境に配慮した技術的なポイントということでございますが、新工場については、工場から出る排ガスの濃度、そういったものについて現工場と同等もしくはそれ以上に環境に配慮した施設というものを設計するということになっております。また、現工場のできた当時と比べますと、有害物質除去技術というものも発展しております。少し専門的になりますけれども、今回の工場では低空気比燃焼とか高効率無触媒脱硝等の新技術を採用しているところでございます。

それ以外に、さらに新工場については、ごみの持つ発熱エネルギーというものを積極的に回収することによって発電しまして、これを動力源に利用するということで、地球温暖化防止にも寄与する計画というものになってございます。こういったところがポイントかと思えます。

2つ目、周辺環境への配慮とかそういったことかと思えますが、新折居清掃工場更新事業については、環境影響評価、こちらにも書いてありますけれども、環境影響評価の対象事業ということになってございます。本事業の実施による周辺環境への影響について、この地域の環境の現況を踏まえて科学的知見をもとに調査、予測というものを行っております。その結果、眺望景観上の配慮とか大気への影響というものが各種環境基準値を満足し、環境への影響が実行可能な範囲内でできるだけ回避、低減され、環境保全について適正な配慮がなされているということで問題はないと判断しております。

この環境影響評価については、40ページにも書いてありますように、学識経験者によります京都府環境影響評価専門委員会というものにおいても審議されております。現在、この環境影響評価については、環境影響評価書というものが京都府において縦覧されているところでございます。

周辺自治会に対しては、この環境影響評価準備書のあらましとか、事業概要の回覧物あるいは住民説明会などを実施しております。この説明会においては環境影響評価の予測評価や事業計画についての質問などもございまして、その際には当組合の考えをご説明したところでございます。なお、意見書というものを提出できるわけですが、その提出についてはございませんでした。

今後は、本格化する建設工事とか完成後の運営と続きますので、周辺自治会に対しては今後も引き続き説明と報告、協議の機会を設けていきたいと考えております。

3つ目のご質問で、DBO方式とはどういうものかというようなことだったと思えますが、これはデザイン・ビルド・オペレート方式ということで、設計、施工、それから運営、維持管理というものを行うという方式でございまして、公設民営というものの1つの方式でございます。メリットといたしましては、施設の設置が公共であるという前提ですけれども、責任の所在を明確にしつつ、民間活力の導入が図れるというようなこと。また、長期にわたる維持管理も含めて契約するという部分で計画的な維持管理というものが設計段階から考えてできるということ。また、

運営、維持管理費用の低減、平準化がそういったことから図れるということで、安心、安全並びに経済性に優れるというようなこととなります。例えば、機械の故障による修繕費増加への効果とか、横断的に、他の処理場での知見というものが迅速にその施設の運営管理に反映できるというところなどがメリットかと思えます。また、建設段階から維持管理、運営という部分のノウハウというものも施設の設計に反映して、トータル的にバランスの取れた最適な施設計画が可能というようところがメリットの1つにもなっております。また、運営、維持管理計画にも競争性が発揮されるという部分もあるかと思えます。

こういったことで、従来の公設公営と比べまして、DBO方式ということで一括発注という部分のメリットを生かして今後進めていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 環境影響評価については、今のと同等以上、それ以上だということで安心いたしました。よろしく願いいたします。

あと、施設に関してですが、現状、見学ルートとかございますね。その見学等の説明や方法は前と一緒に考えてよろしいでしょうか。

それから、もう1つのDBO方式については、今後ますますいろんなところで、高水準、高品質の民間企業をどんどん取り入れて、よりすばらしい処理能力を持った工事施設を要望しておきます。

まず、その見学のルートとか、今とどういようように変わるのか、誰がするのかとかちょっとお尋ねします。

○藤城光雄委員長 山之江新折居清掃工場建設推進課長。

○山之江新折居清掃工場建設推進課担当課長 見学についてですが、事業提案の中でいろんな取り組みがなされております。クレーンの操作状況、こういったものを見られるような形で見学、現工場と比べまして、新工場では現在、設計途中ですので、確定した中身というものはまだございませんので、お伝えすることはできませんが、提案の中では、見学者を飽きさせない、一筆書きで同じルートを通らないようなルートで工場内を見学できるというようなもの、あるいは、炉内の状況がモニターで確認できるというようなこと、こういった内容で見学者の方に積極的にPRできて、なおかつ施設の内容というものがご理解いただけるような取り組みの提案がございます。この実現については、これから設計して、また内容の精査を図って、業者と詰めていく段階でございます。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 ありがとうございます。やはり、3市3町民の皆さんが理解をし

ながら、行きやすいと言いますか、いろんな意味で処理に理解を求められるようないい施設で、また子どもたちにも環境、ごみ処理のいろんなことを楽しく学べるような方法で今後ともよろしく願いをいたします。

次に、成果説明書の36ページのごみの最終処分に関する事務について質問したいと思います。

大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆる大阪フェニックスを最終処分先として利用しているわけですが、今の時点で、我々自治体、宇治を含めた3市3町は、フェニックスをいつまで利用できるのかお聞かせください。

○藤城光雄委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 現行の大阪湾フェニックスの計画におきましては、平成39年まで利用が可能となっております。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 平成39年とお答えいただきまして、それ以降、次の展開としてフェニックス計画そのものはどのようになっているのか、関西地方の多くの自治体が最終処分先として利用している状況にあります。計画期間以降、延長して利用できるのか、現在の見通しはどうなのか。仮に、計画を延長されない場合、組合の最終処分先確保の計画はどのようにお考えになっているのか。また、センターに対する計画延長の働きかけはどのようにされているのかお聞かせください。

○藤城光雄委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 まず、当初の現行の計画につきましては、平成33年度までとなっております。それが、平成24年3月のフェニックス事業に係る基本計画の変更によりまして、平成39年まで延伸されているところであります。ちなみに、その計画変更の概要としましては、一般廃棄物の受け入れ枠の一部を産業廃棄物の受け入れ枠に振りかえることによって延伸を図ったというものとなっております。

また、フェニックス計画につきましては、近畿2府4県、168市町村を受け入れ対象区域としまして、廃棄物の海面埋め立てを行っておるところでございます。現時点におきまして、現計画の延長につきましては未定となっております。ただし、当組合におきましても、この現計画の延長もしくは次期計画が不可欠であると考えておりまして、その辺は近畿2府4県の知事、県庁所在地の市長等から成ります大阪広域処分場整備促進協議会というものを通じまして、次期計画の要望等を行っているとあります。また、大阪湾フェニックスにおいても鋭意検討されているとは聞いております。

以上です。

○藤城光雄委員長 久保田委員。



○久保田幹彦委員 ありがとうございます。最終処分場につきましては、これはなくなつては困るものがございますので、早い目に次の計画と申しますか、安定して処分場確保ができるように努力していただくようお願いして、質問を終わります。以上です。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はございませんか。  
服部委員。

○服部 正委員 ありがとうございます。今、ご質問のありました久保田委員と少しかぶるのですが、私も折居清掃工場の更新事業について、先ほど住民の説明会をなされたと言う中で意見書がなかったということだったのですが、そのことについてもう少しお聞かせいただきたいと思うのですが、住民の形のご理解は得られていると考えてはいるのでしょうか。

また、このエリアはほかの工事におきまして、天ヶ瀬ダムの更新事業とか結構、ダンプとかが通ります、非常に離合のしにくい、そして、見通しが悪いところがあり危険だという住民の声をよく聞いているところではあるんですが、安全対策についてもう少しお聞かせいただきたいということと、それから、交通渋滞が非常に起こる地域であります、例えば宇治田原工業団地への車両、それから、折居清掃工場の建設工事における車両、それから、天ヶ瀬ダムの更新事業についての車両とかが重なって渋滞が起こる可能性が高いのですが、例えば土日を外したりとか、通勤時間帯を外すというような対策をなされているのか、その辺のことをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○藤城光雄委員長 山之江新折居清掃工場建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 1つ目の質問でございますが、意見書の提出がなかったということで、住民の方のご理解というものが得られているのかということでございますけれども、我々、意見書の提出がなかったからということで、完全にご理解いただいているとは考えておりません。したがって、これから工事に入っていきますし、20年間の長い運営をずっとやっていかないと申せないので、今後も建設工事の中身で地元の方と協議しないと申せないような中身、あるいは運営のあり方、こういったものについても引き続き地元自治会の方々と説明あるいは報告、協議を続けていって、さらにご理解いただけるように努力してまいりたいと考えております。

それと、工車用車両の件ですけれども、これについてはまだ具体的に工事の施工計画というものが定まっていますので、具体的にいつ何台だとかそういったことでの検討というものは今のところまだないですが、我々の基本的な考え方としては、当然、工車用車両についてはダンプトラックなどであれば過積載防止とか制限速度を遵守するとか、こういった法令を遵守するということが当然行っていくということでございますし、それ以外にでも安全運転の励行とか、あるいは地元車両の優先、急ブレーキ、急発進、急加速、こういったことを自粛しまして、より安全を高めていくと、こういった内容で業者指導を徹底していきたいと考えております。

また今後、施工計画をしていく中で工事用車両の台数が多くなるというような際には、先ほど申しましたように、地元の自治会の方にお知らせするなり、また必要に応じて出入りに交通誘導員を配置するなど、さらなる安全確保というものには万全を期していきたいと考えております。

また、もう1つありました渋滞の話ですが、これも具体的な施工計画の中で台数が定まりますと、いろいろとまた検討していかないといけないと思いますけれども、実際、ある特定の時期にそういった多くの台数が集中しないように分散するだとか、工事の工程等の施工計画を立てていく中で判断して、渋滞が起これないような取り組みというものは行っていきたいと考えています。具体的な計画がございまして、その中身について、先ほども言いましたように地元の方とご協議しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○藤城光雄委員長 服部委員。

○服部 正委員 ありがとうございます。それでは、今後も住民の方への周知徹底の方を引き続きお願ひしたいということ。それから、安全対策、工事車両の交通の問題についても随時ご検討いただきながら進めていただけるということで、引き続きお願ひしたいということで、ご要望とさせていただきます。ありがとうございます。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑は。  
原田委員。

○原田周一委員 二、三お聞きいたします。

まず、1つ目は焼却費についてなんですが、この成果説明書の24ページ及び3ページ。この24ページに工場別ごみ処理実績で、焼却量というものが出ています。この25年、26年度の焼却量を見ますと、焼却量合計では26年度は減っているわけです、数値的に。にもかかわらず、この3ページに金額が記載されているんですが、ごみ焼却費、これはクリーン長谷山と折居清掃工場の合計金額が書かれているんですが、2億円ほど実績ベースで増えていると。その辺の内容がどうなっているのかということをお聞かせ願ひしたいと思っております。

○藤城光雄委員長 川島クリーン21長谷山所長。

○川島修啓クリーン21長谷山所長 ごみ焼却費全体で2億1,549万4千円の増加ということでご質問をいただいておりますけれども、まず、クリーン21長谷山におけますごみ焼却費の増加要因についてご説明を申し上げます。

冒頭、事業部長の方から決算の概要をご説明する中で申し上げましたとおり、昨年度はクリーン21長谷山におけるダイオキシン類基準値超過の事案発生に伴いまして、クリーン21長谷山での焼却量を極力減少させる運転を行いましたことから、可燃ごみ焼却量については減少いたしております。このため、光熱水費、薬品

の購入費及び焼却灰の運搬、処分費などの処分経費も減少いたしております。しかしながら、一方では例年実施が義務づけられております定期点検整備ですけれども、そちらにおきましてボイラー設備やコンピューター設備の定期分解整備費の増加、また設備の機能状況確認のために実施いたしますダイオキシン類等の測定に要した維持管理経費の増加、さらには3年に1回以上実施が義務づけられております工場設備の老朽化状況にかかわります法定調査、これを実施したことなどによりまして増額となったものでございます。

次に、折居清掃工場におきましては、先ほど申し上げましたように、クリーン21長谷山におけるダイオキシン類の基準値超過の事案に伴いまして、焼却量をできる限り増加させる運転を行いました。この結果、可燃ごみの焼却量については増加をいたしております。この分、クリーン21とは逆に光熱水費並びに薬品購入費及び焼却灰の運搬、処分費などの経費が増加したということでございます。このほか、折居清掃工場はもう更新間近でございますけれども、老朽化した設備の点検の充実を図るとともに、必要な設備の整備を行ったことから、折居清掃工場においても増額となったものでございます。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 今回の説明で過去のそういう経緯の問題で増えたということなんです。今後の見通しとしては、一応ダイオキシン対策を含めて、そういったことがなされているということであれば、今後やっぱり焼却量と金額と比例したような状態で推移していくと捉えとったらいいいわけですか。

○藤城光雄委員長 川島クリーン21長谷山所長。

○川島修啓クリーン21長谷山所長 クリーン21長谷山につきましては、昨年度ですけれども、施設稼働8年という年を迎えまして、一般的な廃棄物処理施設の耐用年数、これが7年から10年をいよいよ迎える時期になりました。特にごみ焼却施設につきましては、搬入される可燃性ごみ、これがとても不均一ということ、また、それを焼却することによりまして、各設備が高温状態になるということ、腐食性の強いガス、そういう液体などに触れること、またさらには施設全体が24時間連続運転ということで動いておりますので、各設備、機器の損耗、さまざまな故障が発生することが多いです。ただ、焼却施設は委員もご承知のとおり、一日も欠かせない施設でございますので、施設を安定して長期稼働させるためには計画的な保全計画を行う、そういう必要がございます。今、委員ご指摘の整備費が今後、比例するののかということでございますけれども、耐用年数が来たからといいまして、単に物理的な耐用年数だけを考慮するのではなくて、最終的には施設の性能、信用性と経済性のバランスを考慮しながら、整備費が今後やや高騰する傾向となりますけれども、極力平準化するような計画とすることと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 今の件は、よく理解できました。

次に、この1月から廃プラスチックのリサイクル、管内3市3町で始まって、我々、議員の方でもこの1月に大分の方に視察に行かせていただいて、設備を見てきたわけですが、その際の説明で、城南衛管から持ち込まれるのは非常に優秀であるというような説明と、それに伴う奨励金というか、バックマージンのなものも還元があるというような話も聞いてきたんですが、この予算書の一般会計歳入歳出の決算認定の書類の、これは雑収入のその他の中にその金額が、多分1月からでしたら3カ月分ぐらいしかないと思うんですけども、3月末ですから。それが、797万8,000円ほどの金額に幾らか含まれているというぐあいに理解していいんでしょうか。

○藤城光雄委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 再商品化合理化に係る拠出金の話だと思いますけれども、26年度、27年1月から3月分につきましては、27年度になってから確定しまして、27年度の決算として処理されますので、こちらの26年度の方の雑入には入っておりません。

○原田周一委員 一切入っていないということですね。

○橋本哲也財政課長 入っておりません。27年度の決算の方でまたご説明させていただくことになろうか思います。金額につきましては、26年分としまして、112万7,626円という形で4月に報告はありました。  
以上です。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 今、ここには載っていないということなんですが、実質ベースで112万何がお金。これは3カ月ですね。そうしますと、年間で四、五百万円ぐらいとなるんですけども、今後、次の予算でそういうのも継続して反映していくというぐあいに理解しとっていいわけですか。

○藤城光雄委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 ご質問の件ですが、27年度につきましては、7月31日に福井環境事業株式会社が引き受け先になっているんですけども、そこにおきまして調査されております。その結果につきましては、残念な結果ですけども、Bランクというところの評価を受けまして、拠出金についてはないという結果になっております。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 Bランクで今後、収入はゼロという意味で理解していいんですか。Bランクになった理由なんですけれども、各市町村、3市3町で一生懸命それぞれの環境課とかそういうところが住民に対してチラシをつくったり、説明会を開いたりしとるんですけれども、大きな要因というのはどういったことでBランクに落ちたと捉えてはるんですか。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 只今、課長が申しましたように、Bランクという結果を受けました。といいますのは、これは言い訳にはなるんですが、時期が7月という時期の検査でございました。試運転が始まったのが、先ほど申しあげましたように、Aランク、別府の方でいただいたのは1月から3月ということで、本年に限っては、また指定業者が代わりまして、福井の方で7月に組成分析、試験を受けました。時期的にかなり臭気とか汚れものであるとか、そういうことが夏季になって目立つようになってきまして、そろそろうちの方でも手選別を行っていますので、注意して選別を行つとるわけですが、季節的にも、厳しいランクになりました。

この検査というのは年に1回でございます。よって、以降1年間はそのランクで対応されるということになってございます。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 今回、検査が7月にされて、夏場の温度の高いときのそういったにおいと、そういったものでひっかかったというようなお話ですけれども、当然、その汚れなんかもここに搬入後、手選別を含めてやられていると思うんですけれども、やはり持ち込みの際、以前の問題で、やはり各市町村で分別の教育とかそういうことがさらに必要ではないかと。やはり各市町村の分担金が高い中で、500万円でも貴重な財源になっているわけですね。やはり、これがゼロになるというのは、先ほど見ていると、情報発信で七、八百万円でエコネットでお金も使っていると、広報活動で。また、各市町村の広報紙でもやられているわけですから、総額で1,000万円以上の金を使って、極端に言えば啓発活動をやって、あえてそれでもこういうことが起こっているということになれば、やっぱり根本的な対応を含めて、今後検討していただきたいと要望しておきます。もし、お答えがあれば。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 委員ご指摘のように、現状から申せば、その抛出金、この金額も大変な財源でございます。貴重な財源でございますが、それ以前に準備段階から各構成市町で再三にわたり周知徹底の啓発活動なりを行っていただきましたが、ここに来て全体的に正直申しますと、搬入と資源化として出す割合、資源化率ですが、これがやはりかなり厳しい数字になってきております。今、正確な数字は持ってお

りませんが、60%ぐらいの数字まで落ちているわけでございます。いわゆる汚れものの扱い、またそれ以外にも禁忌品と申しまして、危険物ですね。包丁であるとか、カミソリであるとか、またその他、そこには容器包装にそぐわない、明らかに違うものも含まれて搬入されております。この辺のことを組合といたしましても、新年度に入りましてから、構成市町を含めて搬入者の状況を組成分析、簡単に申しますと、搬入車両の袋を開けて中身を確認し、いろんな対策というか、調査はしております。その調査の結果を現在、担当課の方で今まとめている段階でございますので、またその結果がそろい次第、ご報告いたしたいと思っております。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 今、説明いただいたんですが、やはり貴重な財源でもございますので、その辺はやはり構成市町の課長さん等、集まったときに情報が我々は当然、所管の委員会に報告は当然ですけども、貴重な財源としてこういうことになったということを住民さんにまで何か知らせる。やっぱりそういったことも含めて啓発活動をお願いしたいと思います。この質問は以上にしておきます。

それともう1つ続きまして、この成果の36、37ページなんですが、表38、表39を見せていただきますと、排水、放流水、これの水質結果の分析結果が出ております。ともに基準値を相当下回って、きれいな水が放流されているということなんですが、この数値を見てみますと、測定最大値を奥山と三郷山を比べますと、例えばBODの数値が約10倍ぐらい、奥山が高い。当然、これ処理施設の建設時期も違いますし、多分、適用される法令なんかも、値も違うとは思うんですけども、ただ我々、単純に見てみますと、10倍も、極端に言うたら奥山の方が高いということは、搬入されるものに違いがあるのかどうか。それから、また施設の構造的なものがあるのかどうか。そのあたりがちょっとわからないので、ご説明をお願いいたします。

○藤城光雄委員長 親見グリーンヒル三郷山所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 両処分地におきまして、生物化学的酸素要求量、BOD、化学的酸素要求量、CODの水質測定結果に差異がありますのは、主に処理原水、浸出水、処分地から発生する浸出水に含まれる有機物の差が原因であると考えます。これは、三郷山が埋立地において埋め立てしておりますのが、ほとんどが不燃ごみを埋め立てしておりますのに対しまして、奥山埋立処分地は可燃ごみ、生ごみ等を埋め立てしました経過があることによりまして、浸出水に含まれる有機物の差にあると考えております。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 構造的にはどうなんですか、施設の。

○藤城光雄委員長 親見グリーンヒル三郷山所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 施設の構造につきましては、グリーンヒル三郷山埋立処分地につきましては、設備が建屋の中にあるということ、奥山埋立処分地の設備は屋外にありますので、やはり冬場等、水の温度等に差異が出てきているものもあると考えております。設備につきましては、処理施設の構造ということでよろしいのでしょうか。処理施設の構造につきましては、主に大きく違うのは生物処理設備で、グリーンヒル三郷山におきましては、接触ばっ気方式を採用しております。奥山排水処理施設につきましては、標準脱窒素方式、硝化循環脱窒ということ、嫌気、好気、嫌気を繰り返すということで、BOD、窒素を除去しております。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 何か今、専門的な言葉が使われたのであまり理解できないんですけども、これは埋立地なんですけど、我々、素人考えでいくと、穴を掘って、そこに極端に言うたら、遮蔽シートいうんですか、何か敷いて、そこにゴミを入れて、いっぱいになったら、そこをまたふたして埋めていくと。単純に言えばそういう構造やと思うんですけども、その構造が当然、建設の時期あるいは適用される法律によって、当然、遮蔽シートというか、何て言うんか知らないんですけども、そのシート厚さであるとか何とか、多分、全然違うと思うんです、奥山と。それによる問題というのはないんですか。そういう意味の設備的な、構造的なという意味の質問やったんですけど。

○藤城光雄委員長 親見グリーンヒル三郷山所長。

○親見善人グリーンヒル三郷山所長 失礼しました。処分地の大きな構造の違いにつきましては、遮水工にあります。グリーンヒル三郷山埋立処分地は、遮水シートが二重構造となっておりますが、この遮水シート二重構造につきましては、平成10年におきまして、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場における技術上の基準を定める省令という法令がございまして、こちらの方が平成10年に大改正になりました。その際に変更になって、一番大きな特徴が遮水シートの二重構造です。奥山埋立処分地につきましては、昭和48年から市町のごみの埋め立てを行っておりますので、法令の歴史的背景にしても、構造に違いが出ております。

○藤城光雄委員長 原田委員。

○原田周一委員 私がなぜこういうことを聞くかと言いますと、今言われたように、おそらく三郷山は新しいので、そういう二重シートでやると。従来どこの埋立処分地でも一番公害の問題になったのが、それがやはり長年の経年劣化によって破れて、雨水等を含めて地下に浸透していくというようなことが実際、全国で起こっていたわけですね。実は、宇治田原の方では、この奥山がある位置から見て、あれは高台にあるんですが、そのまま国道307号線の方に下っておるわけですね。宇治田原

の方に田原川とか犬打川というのが流れているんですが、私どもが心配するのは、埋立処分地から、これはあくまで私の想像ですけれども、浸透した水が地下に流れて、それが宇治田原の方に入ってくると、低いですから。だから、そうしますと宇治田原のそこに該当すると思われる水脈のところ宇治田原は井戸が2本あるんです、郷ノ口地区に。1つは、田原川と犬打川というところの合流地点に近いですから、当然、川からの伏流水というのも考えられるんですが、もう1つはその影響を受けると。これが宇治田原の場合は、我々、水道の水源というのが井戸水しかありませんので、当然その地下水が汚染されるとなったら、住民の生命にかかわることになるわけですね。ですから、そのあたりで特にこの奥山のやつがBODなんかはかなり10倍も高い値が出ておるといところで水質管理、その辺をきっちりやってもらわないと。しかも、これは毎年、毎年、低い、低いということで、基準内やと言うてても、実際どこでもそうなんですけれども、埋立処分地を見ていたら、数十年たってから全部、異常な値が出てきておるわけですね。だから、私としては定期的にボーリング調査でもして、頑としても水質調査を本当はするぐらいの水質の管理というものを、排水だけと違って、地下水の管理もしていただきたいんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○藤城光雄委員長 川島クリーン21長谷山所長。

○川島修啓クリーン21長谷山所長 まず、奥山埋立処分地の宇治田原町側からご覧になった場合の地区の関係を説明させていただきます。

奥山埋立処分地ですけれども、昭和48年から埋め立てを開始しておりまして、もともと大きくA、B、Cという地区に分かれております。A地区、B地区というような形でアルファベットの順なんですけれども、そういう順に埋め立てを行いました。基本的にA、B地区に関しましては、宇治田原町側から見えない、排水処理施設がある部分に流れる構造となっております、その水については排水処理施設で、先ほどご覧になっていただきましたように、基準を下回る水準で処理をいたしておるところでございます。

また、C地区ですけれども、ちょうど宇治田原町側から見えるところなんですけれども、あそこは平成元年から埋め立てを供用開始しておりまして、先ほど親見所長がそういう埋立処分場の構造基準の大改正があったということも申し上げましたけれども、あのC地区については一応管理型の処分地となっております。発生する汚水については、基本的に奥山排水処理施設の方に流れる構造となっております。

それと、奥山埋立処分地は平成14年度に埋め立て終了の届け出をいたしております。基本的には廃止に向けて今、維持管理を進めております。廃止の大きな基準と申しますのが、まずは発生ガスということ、それと水質になります。今、委員ご指摘のとおり、その維持管理の項目の中で、地下水の方は検査をいたしておりますし、申しましたように、湧出ガスも含めて定期的に検査をいたしておるところでございます。

○藤城光雄委員長 原田委員。



○原田周一委員 ありがとうございます。今、そういう井戸の検査もされているということで、少しは安心したんですけども、特に宇治田原の場合、地下水、これは水質でカルキの量も少なくて済むようなぐらいのあれで、当然、水源涵養ということで山の保全も含めて行政も今、一生懸命取り組んでもらっているわけです。そこに万が一、こういう奥山の例えば浸透水がしみ込んだということになれば、それが原因やということになれば、これは大変な問題でもありますので。特に、今回、私がCOD、BODの値だけ見てちょっとさせていただいたんですが、ただ、この埋立処分地というのは主にどこもそうなんですけれども、特に重金属、これの成分、これが地下水に一旦含まれるとなかなか取るのが、イオン交換も含めていろんな処理方法がありますけれども、大がかりな、金もやっぱりかかりますし、設備も要りますので、そういったことがないようにそのあたりの検査だけはしっかりお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑は。

大河委員。

○大河直幸委員 よろしくお願ひします。ほかの方の質問もありましたが、折居清掃工場の更新事業についてお聞きいたします。

基本的なことをお聞きして申しわけないんですが、20年間の契約を運営ではされるということなんです、この清掃工場自身の稼働というのは同じように最長20年であると想定されているということによかったでしょうか。

○藤城光雄委員長 山之江新折居清掃工場建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 工場自身は30年の稼働を想定して考えております。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 でしたら、20年間の契約をされたわけですから、残りの10年間もさらに運営について、大分、先になりますけれども、契約をされるということになるかと思うんですが、これはDBO方式でやられているわけで、全てを、しかも1者のみの入札で行われて、20年間、1つの企業体が運営をされるということで、残りの10年間の運営についても、もし入札というような形で行った場合、要は他の企業はそこに参入できる余地というのはないんじゃないかなと思うんですが、この辺についてはどのようにお考えになりますか。

○藤城光雄委員長 山之江新折居清掃工場建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 20年の運営期間が終わった後、残り10年ですが、20年が終わる時点で、設備の方は必要に応じて残りの年数を考

えて修繕等を行って引き渡していただくようになるわけですが、その後の10年間の運営管理、これについてはその時点でどういった方式で運営者を選定するかということについては、今、お答えできませんけれども、今現在、工場を運転しているのと同じような形に、もしなれば、それはそれで入札ということで成り立つものとは考えております。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 でしたら、仮定でご質問するのも大変申しわけないんですが、20年経過した後に、残りの10年を直接やると、要は城南衛管が直接運営を行うという場合に、対応できるだけの技術力というのは担保されているのでしょうか。

○藤城光雄委員長 山之江新折居清掃工場建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 今回、新折居清掃工場については、DBO方式ということで、民間の運営ということになりますが、当組合では、長谷山の清掃工場もございまして、こちらとあわせて考えていただければと思います。全てを民営化してやりますと、当組合の、いわゆる運転操作管理という部分のノウハウがなかなか蓄積されないと考えられるかもしれませんが、実際、長谷山の方で運転しながら得た知見を活用しながら、一方でDBOの方でモニタリングをしてマネジメントしていくということになりますので、そういったことを踏まえて、20年後に全く我々で直営ができないということにはならないと思います。ただ、20年後のあとの10年を運転管理していくのは直営なのか、あるいはまた委託になるのかということについては、その時点の判断かと思えます。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 わかりました。技術的にはできるということでおっしゃいましたので、DBO方式、そのような形で。私ははっきり言いまして、1つの企業が20年にわたって運営している工場を引き継いで、ほかの業者なり直営でやるということが相当至難の業やと思いますので、果たしてできるのかというのは甚だ疑問やということをおっしゃりたいと思います。

先ほど、答弁でもありましたけれども、このDBO方式でやるに当たって、万が一、重大事故といいますか、重大事案が発生した場合の責任というのは、先ほど明確になっているとおっしゃいましたが、これは責任というのはどこが負うのかということとは明確に示されているのでしょうか。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 事故等が起きましたときの責任でございますけれども、これは直営であろうが、DBOであろうが、あるいは一部委託であろうが、基本的には廃棄物処理施設は市町村に最終責任がございますので、その責任は我々、組合

でございます。ただ、事故の原因がSPC、特定目的会社との契約の中で専ら契約に基づいて遵守すべきところを委託企業の方において、それをおろそかにしたことによって起きた責任、これは主に金銭的な損害の賠償になりますけれども、それは当然、契約上の問題として受託会社が負うこととなります。また、我々の方の行政側の責任で契約履行に不備があったとか、あるいはそもそもの工場の性能なり、そうした仕組みに何か起きる欠陥があったことによって起こった事故であれば、これは当然、我々が責任を持たなければならないし、あるいは大災害が起きたり、不可抗力が起きたことによって起こった事故については、これはやはり最終的には行政側の責任という形で、それぞれリスクにつきまして、契約の中でどちらがそのリスクを負担するのかということは、金銭的な面においてはきっちりと細かい協定を結んでおります。ただ、事故が起こったことの責任というのは、これは最終的にはどこがやっておろうか、行政側にあると考えております。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 責任のあり方が明確だということは、よくわかりました。先ほどから、その上でお聞きするんですが、モニタリングというなお話が出ていました。モニタリングというのが、私は実際どのようなものかというのがなかなかイメージでしかつかめないんですけれども、先ほど責任は行政が最終的には負っていかなければいけないとおっしゃったのであるならば、DBO方式で例えば安全性の問題ですとか、例えばそれを安全の問題にも直接つながってくる、働く従業員の方の賃金、待遇など劣悪な労働環境がもしあるとするならば、組合としてこれを管理、監督、指導する権限というのは、今回のDBO方式、担保されているのかどうか、この辺についてお答えください。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 20年間の運営委託費として既に議決いただいている70億円近くでございますが、その範囲の中で20年間、人件費も含めてやっていただくということになっておりまして、事業者からの提案の中身等々を見させていただきました。人件費等々についても適正に積算されていると考えております。

それ以上の個々の委託会社における従業員の賃金について、我々が監督権限的なものを行使できるかといったら、それはそうした法律上の権限はございません。ただ、ひとえに契約が履行できるようにきちっとした人員体制、そして技術力、そしていろいろな安全上の配慮を行ってやっているかどうかというのは、まさにモニタリングの中身でございますので、しっかりと監視をしていきたいと、このように思っております。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 でしたら、確認になるんですが、賃金については先ほどおっしゃったんですが、モニタリングの上でその安全性に対して、これは不十分であるという

ようなことがもし発見される、問題意識として出てくるという場合に関しては、このDBO方式でやっていたとしても、この運営のSPCに対して、要は簡単に言うと、管理、監督、指導というのを組合が行えるということで間違いなかったんじゃないか。

○藤城光雄委員長 山之江新折居清掃工場建設推進課長。

○山之江亨新折居清掃工場建設推進課担当課長 委員のおっしゃるように、DBO方式であっても組合の方でモニタリングをして管理、監督できるとお考えになっていただけたらいいと思います。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 わかりました。その点については、今後、運営されていく中で出てくる課題かと思しますので、しっかりと見ていきたいと思います。

続いて、し尿処理事業についてお聞きをしたいと思うんですが、これは下水道の普及により、し尿処理ですとか、浄化槽汚泥が減少していると思うんですが、今後どのように搬入量というのは減少していくのか、推移していくのかということについては検討されているのか。また、今後の搬入量が検討されているのであるならば、どのような数値になるだろうというような予測というのはされているのか、もしあれば教えてください。

○藤城光雄委員長 栗山業務課長。

○栗山淳彦業務課長 し尿収集の搬入量と浄化槽汚泥の搬入状況であります。し尿収集の搬入量につきましては、全体で平成25年度と比較しまして、8.98%の減でありました。今後についても数パーセントの減少が続くものと考えております。特に、世帯制につきましては、各市町におきまして下水道の進捗が進んでおりますので、今後、鈍化するものと考えております。よって、し尿収集の世帯数につきましても、今後、数パーセント程度で減少し、鈍化していくものと考えております。

なお、浄化槽の搬入量につきましては、し尿ほどではありませんが、全体で5.2%、前年度比で減少しております。これにつきましても、今後、引き続き数パーセント程度で鈍化、減少していくものと考えております。

以上です。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 減っていくということには間違いはないと思うんですが、し尿収集、運搬で2トン収集車について12.6台、60ページの委託費のところですけども、委託費を出されていますが、し尿処理と浄化槽汚泥の収集で稼働している資料の数、この3市3町で大体、何台ぐらいで今現在、稼働しているのかというのは把握されているでしょうか。

○藤城光雄委員長 栗山業務課長。

○栗山淳彦業務課長 平成26年度実績で、先ほど委員さんからありましたとおり、12.69台が契約金額として支払い、収集をしているという状況であります。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 これ以外には、もうないということですか。

○藤城光雄委員長 栗山業務課長。

○栗山淳彦業務課長 そうですね。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 浄化槽の台数は。

○藤城光雄委員長 栗山業務課長。

○栗山淳彦業務課長 浄化槽の台数も合わせてですか。失礼しました。浄化槽につきましては、許可制をしいておりますので、何台稼働しているかというのは把握しておりません。搬入量として私どもの方で把握しているというところであります。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 現在、12.69台がし尿処理の方では動いているということですが、これからし尿処理の総量が減っていくということですから、必要な車の台数というのは、組合の方で当然、変化していくとお考えになっているかどうか、それについてお答えください。

○藤城光雄委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 先ほど、業務課長の方から答弁させていただきましたけれども、収集の委託の積算上の台数は端数がついていまして、12.69台ということでございますけれども、実車につきましては、それぞれの企業で、我々の委託料とは別に、例えば1.1台といいますが、2台で行っておられる場合、もしくはほかがあれば3台で行っておられる可能性もございます。一方、我々は転廃業助成という形でそもそもくみ取りをされまして、一番最初は6つの企業やったと思うんですけども、相当の台数でスタートして、それが今ありました下水接続とか、業者の廃業という形もあると思っておりますけれども、減ってまいります。我々の算定では、当初、スタート52台で全体でスタートしておりまして、これまでに38台を減車して、

そういう意味で言いますと、現在14台が残っているという形になってございます。収集量等で積算しまして、1台に満たないんじゃないかということになれば、また減車という形で、またその補償は払っていくということになりますので、現行で言うたら、今後14台分の補償をしていかんなんという状況にはなってございます。ただ、例えば下水接続をされまして、下水道が普及して、仮に100%になったにしても、住民の方が下水道に接続されない場合も、3年間という期間があるかと思えますけれども、そういった場合についての対応としては、我々、行政としては一定、くみ取りも必要になってくるという形でございます。

その台数が少なくなっていくと、収集効率自体も悪くなりますので、果たして現行の5企業でもって収集、3市3町に行ってもらった方がいいのかどうか含めて、今後十分に効率的な収集体制については検討していかんなんと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 今のお答えで言うと、転廃業助成が5億円ほど低くなってくるといような話になるかなと思うんですが、これは1台当たり3,500万円という根拠というのは何かあるんですか。済みません、教えてください。

○藤城光雄委員長 栗山業務課長。

○栗山淳彦業務課長 転廃業助成の根拠ではありますが、ここにおきましては営業権の保証、また転廃業に必要とする期間の所得補償、また車両の売却損の補償、そして、従業員の補償及び解雇予告の補償、この4点に算定をさせていただいて、当時、3,500万円ということにさせていただいたところであります。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 今後、この転廃業の助成金を当時3,500万円で出したということですが、金額などについて見直しを行う予定というのではないのでしょうか。ちょっと私の感覚からすると、高いのかなという気もするんですけれども、さまざまな方法、お金だけ出すということ以外も含めて、できるかなと思うんですが、これについてご検討されていることがあれば、教えてください。

○藤城光雄委員長 栗山業務課長。

○栗山淳彦業務課長 転廃業につきましては、平成3年のときに委託業者との協議をさせていただいて、そのときにはいろんな議論が出ました。要するに、代替業務をくれとかいうような話とか、さまざまな議論がされた中で最終的に、全国的にもそのときに調査も行う中で、高いところでしたらそれ以上に4,000万円とか5,000万円というようなところもありましたし、そういうことを含めながら最終的に委託業者の協議の中で3,500万円ということが決定してまいりましたので、

今の現段階ではそれを今後どうするということは考えておりません。

○藤城光雄委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ありがとうございます。結構です。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はございませんか。  
坂下委員。

○坂下弘親委員 大体、大河委員がし尿のことで質問されて、ほぼわかったんですけども、ちょっとだけ聞かせていただきたいのは、今、3億5,000万円、基金があるわけですけども、それと10台分ですよ。助成金としたら、廃業のときの。そうすると、幾ら100%下水が敷設されたとしても、結局、接続しない人が結構残っていますよね。宇治市も大分残っているわけですけども、そうするとなかなかこれが全部下水に移行するというわけにはいかんから、やっぱりバキュームカーというのは残ると思うんですよ。そうすると、最終的に何台ぐらい、衛管としては見ているんですか。まだ6業者あったけれども、今、何業者か知りませんが、仮に2台、3台あったら、何かの業者が1台ずつ持つわけにはいかないやろうし、その辺はどう考えているんですか。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 下水道の普及によってさらに減少していくことは間違いないんですけども、現在でも水洗化率、浄化槽なども含めまして既に九十七、八%というような状況になってございますので、今の数字がどんどん減ってはいきますが、急激に減って行って限りなくゼロに近くなるということはなかなかまだ見越しておりません。したがって、今の時点であと10年後、20年後、最終的に何台あれば足りるだろうというところまでの具体的な台数は持ち合わせておりません。

ただ、先ほど事業部長の方が申しあげましたように、現在、5つの業者に委託をいたしております。当組合は、し尿処理組合から発足して50年を越える歴史の中で、当初は直営の部分があったかわかりませんが、大半が業者の委託によってずっとやってきた事業でございまして、その5業者が今、それぞれ受け持っております台数がもう少しすれば、もう1台ぐらいになるというような業者もここ数年の間に出てまいります。そのときに、先ほど事業部長が申しあげましたように、この収集体制の非効率性というものが出てまいりますので、そのときにどのように収集体制をまとめていくのかというのが、大きな課題になってくるのかと思います。その辺で考えていきたいと思いますが、今のところまだ、最終、何台分か。これは臨時収集の部分もございまして、それから災害等が起きたときの対応もございまして、そういったところを総合的に見ていかなければならない。しかし、このし尿のくみ取りは最後まで市町村の業務としてやっていくという責務がございまして、どの形が一番効率的なのか、そしてまた、現在の5業者が転廃業資金を受け取

りながら、将来的にはどのように業務として収束していかれるのか、ここのところは業者の方にも聞いていく必要があるかと思っておりますので、これから少し時間をかけて検討していきたい、このように思っております。

○藤城光雄委員長 坂下委員。

○坂下弘親委員 宇治市でも33年には一応全部、下水は整備することになっているわけですが、限りなく近づいているんですけども、今も10台分、3億5,000万円ほど基金が置いてありますよね。これ以上もう基金は積み立てる必要はあんまり感じないと理解したらいいんですか。

○藤城光雄委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 基金の積み立てについてですけども、当初、積み立ての計画は1億5,000万円を12年間にわたって、18億円積み立てる。これが基本的に52台の3,500万円相当の積み立てと考えております。それでいきますと、現在、1億5,000万円を10年間、平成4年から平成13年の15億円、それから、18億円のうち残り3億円、凍結しておりましたので、その3億円を23年度から3,000万円を10年間程度積み立てるという計画でありまして、今現在、進めております。そのうち23年度から26年度までの4年間は、積み立てを終わっておりますので、残り6年間、1億8,000万円、プラス不足分が1,000万円程度出る予定になっておりますけれども、その分については計画どおり積み立てていく計画にしております。

以上です。

○藤城光雄委員長 坂下委員。

○坂下弘親委員 ちょっと今の分では足りないということで、ということは、10台分ということは、あと4台分ですよ。1億5,000万円ほどか、その程度は必要だと。そうすると、100%なくなるということになりますよね。現実には、そうはならないでしょ。数台は多分、宇治市だってかなりの接続していない家庭がありますので、よそも多分あるんだと思うんですけどね。どうしたって残すから、多分ほとんどそんなもん要らないんじゃないかと、積み立てする必要はないんじゃないかというような気持ちがないでもないんですけど、それはそれでわかりました。

もう1つ。さっき、原田委員が質問している中でちょっと廃プラのやつで、今年1年がゼロだというような、ゼロということはBランクに落とされたから売れないんだという話だった。ということは、私もよく廃プラをきれいに洗ったりして入れていたんですよ。1年に1回しかしないということは、また来年7月ごろにするわけですね。また同じような結果で、またBということになったら、においが出てどうのこうのとなったら、また同じ結果になるわけですか。そうなるんだしたら、わざわざ今、私は洗って分別していたけど、もう燃えるごみに入れた方がいいのかなというような気がしないでもないんですけど、その辺はどうなんですか。



○藤城光雄委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 品質の調査につきまして、一定プラスチック容器包装自身で容器包装比率が何%以上であればAランク、Bランクというあたりを調査されます。基本的に90%以上ありましたらAランクという値を持っておりますので、来年実施されるときに容器包装比率が90%以上という評価を受けましたら拠出金がもらえると考えております。

ちなみに、90%を超えている場合、前年よりも下がった場合は基本的に拠出金がもらえなくなります。95%以上であれば拠出金がもらえますが、90%を超えている場合翌年2%以上向上しないと拠出金がもらえなくなるといような仕組みにもなっています。

○藤城光雄委員長 坂下委員。

○坂下弘親委員 それじゃ、今年はやっても意味がなかったからそのままにしておいていいんですか。その辺はどうなんですか。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 いいえ。今、委員がおっしゃいますように、拠出金のところを絞れば、委員がおっしゃるとおりでございますけれども、これはもとより拠出金目当てのことでございませぬので、資源化の事業でございますので、うちの方がBランクだからと言って、やっても意味ないんやないかと、そういうものではございませぬ。それはまさしく資源に使用されております。拠出金と申しますのは、それだけ業者に手間がかかると。Aランクのものを持ってきてくれたら業者に手間がかからない。だから、拠出金としてお返ししましょうという、プール金をお返ししましょうという制度ですので、資源化の再利用率は決して変わるものではございませぬ。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 坂下委員。

○坂下弘親委員 大変ばかな質問をしまして、まことに申しわけなかったです。環境に配慮しない質問をしまして、まことに申しわけありません。私はいつも料理が好きで、よく洗って分別しているんですよ。汚れたらいかんなんて思っているんですよ、よく市民、町民の方に95%になるように啓蒙していただかないと、それが今後の市町村、多分、衛管だけの責任じゃないですけども、市町村でよく啓蒙して集められるようにしてください。そういうことを要望して終わります。大変恥ずかしい質問をしまして、申しわけありません。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑は。

亀田委員。

○**亀田優子委員** 続いて、私もプラスチックごみのところなんですけれども、成果報告書28ページに資源化実績を一覧にしてもらっているんですけれども、先ほど答弁にもありましたけど、プラスチック製容器包装の資源化率が59.22%ということで、例えばほかのトレイ類とか紙パックなんかやったら、もう90%台なんですけれども、プラスチックの部分は6割しか達成できていないというところでは、まだまだ改善の余地があると思うんですけれども、皆さんも一緒ですけれども、八幡市は1月から始まっている回収なんですけれども、今のところ、3市3町の中で八幡だけが隔週の回収になっていまして、この辺、ほかの2市3町の方々と違うんですけれども、回収回数の全国的な状況、プラスチック容器包装の回収を実施している自治体が6割ぐらいと聞いているんですけれども、やっているところにおける回収回数はどういう状況なのか教えてほしいと思います。

これからまだ改善をしないといけないんですけれども、どんなふうにちゃんと住民の皆さんに協力して、自治体が回収をしていったらいいのか。作業をされる衛管の皆さんの考えを教えてください。

それから、成果のところの24ページで、焼却の関係が載っているんですけれども、ちょっとこれは私も衛管委員になったばかりでわからないところがあるので教えてほしいんですけれども、先ほど来の答弁で、折居清掃工場では115トンが2炉あるんですよね。それを交互に運転させているとおっしゃったんですけど、それとあと、クリーン21では120トンが2炉ですよね。その両方の施設の炉をフル稼働状態にしなければ、構成市町のごみの収集ができないのか、その稼働率との関係で教えてほしいんですけれども、人口が少しずつ減っている中で、要はその新折居が57.5トンの掛ける2の2炉で115トンで、それもう少し何か縮小できたんじゃないのかなと思うんですけれども、それが1つ。

あと、耐用年数も30年とおっしゃいましたけれども、あとクリーン21はどのくらいあるのか。あと20年くらいあるのかな。耐用年数のこともちょっと教えてください。

それと、法定の定期検査ではどういうものがあって、1年に1回とかやと思うんですけれども、その検査で炉をとめますよね。そのとめる日数とか、ここで見たら稼働日数が365日じゃなくて、352とか、353と書いてあるので、その辺の差が、とめる日数なんかと思うんですけれども、そのあたりの焼却炉の状況を教えてください。

以上です。

○**藤城光雄委員長** 池本施設課長。

○**池本篤史施設課長** 何点か質問していただきましたが、私の方からプラスチック製容器包装について少し考え方というのをお聞きされたと思いますので、ご説明させていただきます。

平成27年1月からということで、まだ1年もたっておりませんので、季節柄、気温の上昇を含めて、いろいろな変動がありますので、ちょっとまだ集計はしづら

いなというところはあるんですけども、その中で一定、6月ごろ、気温が上昇し出したところから少しべたつきやにおいのひどい状況があつて、一時、確かに資源化率が下がっているような時期もありました。そういった状況も含めまして、毎月、私ども組合の方で実査してもらっています担当課長会議等におきまして、こういった状況の共有をし、どういったふうに啓発をしていったらいいかというあたりの協議は常々しておるんですけども、なかなかこれといったものがない中で、何とかしていかないといけないという話は今しているところであります。組成分析等につきましても、先ほど施設部長の方から申しましたけれども、調査もしておりまして、そのあたりの結果も踏まえて今、順次、資料等をまとめておりますけれども、考え方としましては、正直言ひまして、住民への啓発の方がまだまだ足りていないのかなというようなところで今のところは考えております。

以上です。

○藤城光雄委員長 川島クリーン21長谷山所長。

○川島修啓クリーン21長谷山所長 定期点検の回数のご質問ですけども、基本的に焼却施設は多種多様な各設備に覆われておりまして、その各設備ごとに法定点検がいろいろございまして、基本的に焼却設備全体については、廃棄物処理法で年1回、機能検査をなさいよということでございますし、例えば、クリーン21長谷山ですと、発電をしておりますので、発電機のボイラータービン、4年に1回検査をなさいよとか、例えばクレーンですと、これは2年に1回なさいよというようなことで、法令でその年数が定められているところでございます。その点検方法ですけども、委員がご指摘のとおり、当然、1炉、2炉、交互運転をしておりますので、同時に動かしますと2炉運転が基本的な形になるんですけども、基本1炉ずつ、大体、機能検査を年1カ月ぐらいかけてやります。ですから、1号炉を1カ月とめている間に2号炉だけを動かして、1号炉の整備をします。それと年1回、共通というような形で2炉ともとめて1週間、1炉、2炉共通で使う設備の点検もやらなければなりません。また、当組合は折居清掃工場とクリーン21長谷山がございまして、基本的にクリーン21長谷山のオーバーホール期間というのが、大体4月、5月から始まって8月に終了して、9月から11月、12月までかかって折居が整備をするということになってはいますが、管内住民の皆様のごみが停滞することがないように、計画的に処理をしておるということでございます。

○藤城光雄委員長 太田施設部長。

○太田 博施設部長 それでは、今のクリーン21に関連しまして、新折居清掃工場、これもまた57.5掛ける2と、これは必要なのかという質問でございますが、今、クリーン21の所長が説明しましたように、清掃工場というものは例えば115トンが2炉とか、それだけのごみをフル稼働でそれだけに値するごみが管内から集まるのかと。必ずしも焼却工場というのは24時間、連続運転をしていますが、共通で稼働している時期というのは限られた、ここの表に記載されているような期間でございます。法定上の検査でありますとか、それ以外に炉内の清掃、付着物の除去

でありますとか、いろんな作業、また停止修繕等、いろんな停止の期間がございます。そのことによって、2炉なければ、例えば150トンの1炉でしたら、これをとめてしまえば、ごみが焼却できません。これを割る2の2炉ございましたら、片方をとめて片方の点検に入る、整備に入る。また、この整備が終わったら、片方が入るということで、年度当初に構成市町からその年度の搬入計画を提出いただきまして、それをもとに組合の方で処理計画を立てて、クリーン21と折居清掃工場の方に割り振り、現状は宇治市のごみは折居清掃工場、八幡市のごみの一部については中継所で搬送いたしますので、これを基本的には調整ごみとしてクリーン21と折居清掃工場に。今申しましたように、故障、整備等の調整によりまして、運転しているところでございます。よって、新折居の方も2炉、これが必要ということでございます。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 ちょっと答弁がなかったのがあるんですけども、プラスチックごみの回収回数の全国状況をちょっと事前にもう言うておいたんですけども。

○藤城光雄委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 いわゆるプラマークのついたその他プラスチック製容器包装を資源化している自治体は、ちょっとまだ正確な数字が手元にはございませんが、大体6割ぐらいの自治体が資源化をしておるかと思えます。その他の自治体では埋め立てしている自治体もあれば、焼却しているところもあり、いろいろあるかと思えますけれども、きちっとした形で資源化しているのは、6割を超えているんじゃないかと思っております。

その収集の回数とか、収集についてどのように各自治体がされているかということについては、私どもの方は直接、情報は持ち合わせておりません。基本的には収集は各市町においてお願いしておりますので、それぞれの市町のそれぞれの計画の中で最も適切な方式でされていると思っております。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 これは9月ぐらいですか、1月から始まったプラスチックごみの搬入量の一覧を数字でもらったんですけども、全体の中でやっぱり宇治市さんが一番人口が多いので、全体量の約45%を占めて、八幡でいうたら25%ぐらいなんですけれども、先ほどの90%以上のプラのものにしなければ、ランクがAにならないということから考えたときに、それぞれの自治体、構成市町が頑張って、プラマークも回収しないと、どこかがさぼったりすると本当に足を引っ張ってしまったりもするので、その辺は衛管がしっかりと構成市町とも協議をしていただいて、よその事務組合とか、ここの管内だけじゃなくて取り組みなんかもちよっと研究してもらって、視察も行かれていますようですし、どうやって皆さんが取り組んでおられるのか、先進的にやってはるともあると思うので、そのあたりはまた調べてもら

って、委員会の方にでも結構ですし、返してもらえたらなと思いますので、要望しておきます。

それから、焼却炉の関係は2炉ないといけないということもわかりました。ただ、ここでやっぱり気になるのは、新折居の建設費が90億円、クリーン21がいろいろあって下がって60億円ですよ。処理能力でいったら半分なのに、建設費が60億円に対して90億円もかかっているということが、やっぱり総合評価入札制度で、環境省のホームページを見ていたら談合防止とかいろんなことのために総合評価入札制度は推奨しているようなことも書いてあったんですけども、この衛管で言えば、120億円もかかってしまって、やっぱりこれは自治体とか住民にも影響が出てくるし、これはしっかりと競争性のある入札をしてほしかったなと感想だけ言って終わります。

○藤城光雄委員長 45分まで暫時休憩します。

午後2時32分休憩

午後2時44分再開

○藤城光雄委員長 では、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの補足説明がございますので、竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 休憩前の亀田委員の方からの全国状況の中で、収集回数等については把握していないんですけども、全国の自治体で資源化している団体の割合を私は60%ぐらいと申し上げましたけれども、先ほど確認いたしまして、75.3%の自治体で資源化そのものはされておるということでございますので、訂正させていただきます。

それから、大河委員のご質問でし尿の浄化槽の方の許可台数でございますけれども、登録しております台数としては、38台でございます。実際、どの程度実車しているかについては把握いたしておりません。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はないようですので、以上で、衛生費についての審査を終結いたします。

[歳入全款]

○藤城光雄委員長 次に、歳入全款についての説明を求めます。

寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 それでは続きまして、歳入全款につきまして、成果説明書によりご説明を申し上げます。

まず、成果説明書48ページをお願いいたします。

最初に、分担金及び負担金でございますが、構成市町からの分担金でございますが、決算額は35億6,345万7,000円で、前年度比較で3億2,413万6,000円、10.0%の増額となっております。このうち、し尿分担金の決算額は7億6,609万8,000円で、し尿処理手数料の減収が進んでおりますが、歳出のところでもご説明いたしましたように、し尿収集運搬経費及びし尿関係の建設経費の減少によりまして、前年度比較で160万6,000円、0.2%の微減という状況になってございます。

一方、ごみ分担金の決算額でございますが、27億9,735万9,000円で、定年退職者数等の増加、ごみ処理施設の改修経費の増加及び粗大ごみ処理施設の建設事業費の増加等によりまして、前年度比較で3億2,574万2,000円、13.2%の増額となっております。

続きまして、49ページの使用料及び手数料でございます。

最初に、使用料決算額は151万3,813円で、職員駐車場や鉄塔敷などの土地の使用料でございます。

次に、手数料でございますが、総務手数料と衛生手数料を合わせた決算額は4億8,479万5,528円で、前年度比較で560万4,512円、1.1%の減額となっております。

自己搬入ごみ処理手数料の収入実績につきましては、38ページの表41に記載をいたしております。記載のとおり、可燃物を中心とした自己搬入ごみ処理手数料は増収となっております。また、表に記載のとおり、災害分のごみ処理手数料は皆減となっております。

また、49ページでございますが、管内の下水道整備事業の進捗などに伴いまして、し尿処理手数料につきましても毎年減少傾向にあり、清掃手数料総額としては、560万3,562円の減収となったところでございます。

次に、このページの一番下、国庫支出金でございます。国庫支出金は、折居清掃工場更新事業及び粗大ごみ処理施設等更新事業に係る循環型社会形成推進交付金といたしまして、合わせて5億9,792万4,000円を受け入れております。事業の進捗に伴い、事業費が増額となったため、交付金につきましても対前年度比較で5億174万2,000円の大きな増額となったものでございます。

次に、50ページの府支出金でございます。粗大ごみ処理施設等更新事業に対しまして、京都府のみらい戦略一括交付金として212万円を受け入れております。

次に、中段の財産収入でございますが、決算額は1億1,521万7,232円で、内訳といたしましては、財産運用収入では基金の運用益、合計96万7,740円、財産売払収入は有価物等の物品売払収入として1億1,424万9,492円で、前年度比較で475万321円の増収となっております。これは、29ページの表26に記載をいたしておりますとおり、アルミ、鉄等のリサイクル資源化物の売り払い金額の上昇によるものでございます。

続いて、51ページをお願いいたします。51ページの繰入金でございますが、平成26年度は、財政調整基金からの繰り入れはいたしておりません。また、し尿

収集運搬委託企業転廃業助成基金からは1台分の転廃業助成として3,586万円の繰り入れを実行したものでございます。

次に、繰越金でございますが、決算額は8,564万8,427円でございます。平成25年度決算剰余金が8,173万9,427円、折居清掃工場更新事業環境影響評価業務に係る繰越明許費繰越金が390万9,000円でございます。

次に、諸収入でございます。諸収入全体の決算額は1億6,640万9,495円で、前年度比較で4,300万1,512円、20.5%の減額となっております。これは、歳出のところでご説明いたしましたとおり、クリーン21長谷山のダイオキシン類基準値超過の事案により、折居清掃工場での焼却量をできる限り増加させ、クリーン21長谷山での焼却量を極力減少させる運転を行ったことなどにより、ごみ発電による売電収入が2,982万817円減少いたしましたことによるものでございます。なお、売電につきましては、平成25年3月の再生可能エネルギー固定価格買取制度への移行に続き、平成26年4月からは売却先を一般競争入札により決定するなど売電収入の確保に努めたところでございます。

最後に、52ページの組合債でございます。決算額は10億7,670万円、前年度比較で8億5,350万円の大幅な増加となっておりますが、これは、粗大ごみ処理施設更新事業が最終年度を迎え、事業費が増額となったことなどによるものでございます。

以上、簡単でございますが、歳入全款の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○藤城光雄委員長 これより歳入全款についての審査に入ります。質疑はございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 成果報告書の5ページ、6ページに今後の事業費及び分担金の決算額の推移とか組合債の現在高、償還額の推移というところなんです、平成32年で償還金が七十数億円とピークになります。構成市町から衛管への分担金は、こういう状況のもとでどのように今後なっていくのか、分担金の推移を教えてください。

それから、先ほちょっと総務のところでも質問したんですが、新折居清掃工場の建設費、管理運営費がどのように償還額の推移と分担金の関係で影響が出るのかも教えてください。

それから、26年度は国庫補助があったので、分担金の上昇も低く抑えられたというような説明なんです、国庫補助がもらえる条件はどういうものがあるのか教えてください。

以上です。

○藤城光雄委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 起債発行と今後の市町の分担金の関係についてのご質問にお答えをさせていただきます。

当面の分担金の概算の見通しといたしましては、平成26年度から平成31年度

までで、折居清掃工場更新事業を進めるといふ事業がございますことから、全体の事業費で、先ほどからご説明させていただいておりますとおり、建設事業費については約92億円という形になります。したがって、分担金負担も増加をしていくわけでございますが、我々の財源は基本的に構成市町からの分担金が主な要素ということになります。もちろん、国庫支出金、起債を充当しての裏ということになるわけですが、構成市町からいただく分担金につきましては、年度間での負担があまりにもでこぼこが激しいと、構成市町の財政計画にも影響するということがございますので、これまでから大型事業については事業の計画年度を全体の分担金の負担ができるだけ平準化されるような形で組んできているところでございます。

新しい折居清掃工場の財源でございますが、国の交付金、これは2分の1の分と3分の1の分がございます。まだ詳細な設計に入っておりませんので、どれだけか2分の1、3分の1になるかもわかりませんが、それから、国庫を充てた裏につきましては、起債ということで、基本的に補助裏については90%の充当率、単独部門については75%の充当率で、それぞれまた、償還金に対する地方交付税措置がされるという起債になっております。

分担金について、その交付金の確定状況なり、起債の額によって分担金がどのようになるかということ是非常に算定が難しいんですけども、従来からの我々の財政計画では、できるだけ総額で分担金40億円を超えない程度でぎりぎりできないかということを取り組んでいるところでございます。しかしながら、今後の組合の事業、例えば大型の改修事業が入ってきたり、またいろいろな新たな計画が出てくるとも想定されますので、あくまでも現時点での予定というか見込みでございますけれども、40億円ぎりぎりかと思っておりますけれども、超えない範囲で構成市町の分担金をお願いしたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 26年度が35億6,300万円ということなので、これが40億円までは増えてくるだろうということですね。それを3市3町でまた割り返して、それぞれの市町の金額になるということで、増えるということには変わりがないということですね。

その辺、国の方からの交付税算入なんかも今後あるだろうということですが、それも踏まえても上昇は避けられないということになってくるのかな。その辺だけ、最後に確認を。

○藤城光雄委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 地方財政制度で申し上げますと、交付税につきましては、各構成市町で交付税算入いただいております。我々の一部事務組合は、交付税が直接入ってきませんので。したがって、構成市町から見ますと、当組合に分担金を払って、もしくはその見合い分を自分とこの交付税で国から交付税として入ってくる。



一般財源ですので色がつきにくいですが、市町として全く純一般財源での分担金じゃなしに、交付税に色をつければその交付税がその償還見合い分が当たっているという形になって、ちょっと複雑なんですけれども、そういう形になろうかと思えます。

○藤城光雄委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 わかりました。構成市町に対して交付税算入されるということで、わかりましたので。

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 ほかに質疑はないようですので、以上で、歳入全款についての審査を終結いたします。

#### [実質収支及び財産に関する調書]

○藤城光雄委員長 次に、実質収支に関する調書と財産に関する調書の説明を求めます。

寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 続きまして、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、お手元の決算書の方でご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、実質収支に関する調書でございますが、決算書の29ページをお願いいたします。29ページに記載をいたしておりますとおり、1の歳入総額61億2,964万5,495円、2の歳出総額は60億4,813万8,331円、3の歳入歳出差引額は8,145万7,164円でございます。4の繰越事業に伴います翌年度繰越財源が2,100万円ございますため、これを差し引き、5の実質収支額は6,045万7,164円となっております。

次に、決算書30ページ以降の財産に関する調書についてご説明申し上げます。

まず、1つ目の公有財産のうち、土地及び建物の状況でございますが、平成26年度末の土地の現在高は18万3,199.86㎡で、決算年度中の増減はございません。また、建物につきましては、決算年度中の増減はなく、平成26年度末の建物延べ面積の現在高は4万585.97㎡となっております。

次に、2つ目の物品でございます。31ページから32ページに記載のとおり、決算年度中に3物品増加し、2物品が減少いたしましたので、年度末の現在高は136物品となっております。

次に、3つ目の基金でございますが、33ページに記載のとおり、財政調整基金では決算剰余金の2分の1及び基金運用収入の合計4,092万8,813円を積み立てたことにより、平成26年度末現在高は9,563万3,036円となっております。

ります。なお、平成26年度においては、財政調整基金の取り崩しはいたしておりません。

次に、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金では、分担金からの積み立て3,000万円と基金運用益の90万8,922円を合わせまして、3,090万8,922円、これと転廃業助成金へ充当するための取り崩し3,586万円を差し引きいたしまして、年度末現在高は3億2,311万2,480円となっております。

なお、債券運用保管状況につきましては、成果説明書の最終ページ、73ページでございますが、こちらに記載をいたしておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成26年度決算額を基礎にいたしました貸借対照表と行政コスト計算書を引き続き参考資料として提出させていただいております。また、成果説明書の45ページに管内人口1人当たりの税等負担額について記載いたしておりますので、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 これより実質収支及び財産に関する調書の審査に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 質疑がないようですので、以上で実質収支及び財産に関する調書の審査を終結します。

以上で、各項目ごとの審査を終結いたします。

[総括]

○藤城光雄委員長 これより総括質問に入ります。

質疑はございますか。

中坊委員。

○中坊 陽委員 1点お聞きします。平成26年度はあつてはならない事案が、今日もいろいろ質問が出ましたけれども、ありました。幸いにも27年度になってからは、懸念される事案は発生していないようです。必要な経費を使っただけで終わらないで、26年度に全職員が一丸となって取り組まれた再発防止策、コンプライアンス推進対策、法令遵守の徹底など主な内容についてお聞きします。

以上です。

○藤城光雄委員長 山本管理者。

○山本 正管理者 組合の最大の使命は、廃棄物を適正に処理することであり、その

ためには住民の皆様のご理解、ご協力は不可欠であります。一連の不祥事において住民の皆様の信頼を失うこととなったことが、組合にとって最大の損失であると考えております。

信頼回復のため、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、廃棄物処理のプロ集団として安心、安全な工場運営に万全を期すとともに、環境法令遵守の徹底に向けた職員への教育、指導や知識、技術の継承など、コンプライアンス推進体制の構築に向け、組織体制の強化、職員の意識改革に組合を挙げて取り組んでいるところでございます。一度失った信頼を回復することは、一朝一夕になるものではないと痛感しているところでありますが、こうした取り組みを着実に進めていくことにより、一刻も早い信頼回復に向け、職員一同、全力を尽くしていく所存であります。

○藤城光雄委員長 ほかにございませんか。

久保田委員。

○久保田幹彦委員 総括質疑させていただきます。城南衛生管理組合におかれましては、市町民の快適な生活環境づくりにご尽力いただきまして、まことにありがとうございます。敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

そこで、今回の26年度の決算について少し質問させていただきます。決算の参考資料として貸借対照表、行政コスト計算書を作成されていますが、貸借対照表、行政コスト計算書の中に減価償却費が計上されていますが、どのような経費処理をされているのか。また、一般会計決算書の中にどのように反映されているのかお尋ねいたします。

○藤城光雄委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 貸借対照表、行政コスト上での減価償却、こちらの方について説明させていただきます。

自治体の会計というのは現金の収支に着目した会計、要は予算の適正、確実な執行、こういったものを目的に現金主義会計という形でしております。一方、行政コスト計算書をしている企業会計につきましては、経済事象の発生に着目した会計処理、これは現金支出に伴わない見えにくいコスト、減価償却費などを反映することで全てのコストを認識できるというものであります。減価償却と言えば、例えば車なんかであれば複数年の利用がある中で、取得年度に一括して費用を計上するのではなく、利用可能な年度、いわゆる耐用年数にわたって費用を配分するというようなものであります。ですので、例えば今回の26年度決算で書かせていただいているリサイクルセンター長谷山の建設費で言えば、現金主義会計である一般会計の今回の予算の中では、建設年度の平成26年度に決算書のとおり約18億円を一括して計上しています。これに対しまして、発生主義会計の行政コスト計算書では、施設建設に関しては、当組合の場合、25年償還としておりますので、18億円の25分の1、約7,000万円を25年間にわたり費用計上していくというような処理をして、行政サービスに要したコストという形で計算しているものであります。

以上でございます。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 ありがとうございます。建設事業費についてはわかったんですが、一般的に減価償却費といいますと、貸借対照表ではマイナスの計上をするわけですが、実質は支払いが発生したわけではないので、プラスマイナスゼロにしていますけれども、マイナスの部分の減価償却費は実際に払ったわけではないんですが、その処理上、それを建設費に充てているという判断が主なものであると判断していいのでしょうか。

○藤城光雄委員長 橋本財政課長。

○橋本哲也財政課長 そうですね。一般会計であれば支払ったときに一括して決算に反映させますけれども、こちらの会計上でいけば、18億円であれば18億円が資産という形でありますので、それを1年間使ったときに償却した分をコストと見なして反映していくということでもありますので、言われているように、実際に支払いがあったというもんでございません。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 ですから、貸借対照表ではわかるんですが、一般的には減価償却費がマイナス計上されて、税法上、利益から減らすことができるんですが、公社とか組合になるとちょっとわかりにくい部分があるんですよ。実際に出ていないんだけれども、どこかで使われていると理解してしまうんですが、そういう理解でよろしいですか。その辺をもうちょっとお願いします。

○藤城光雄委員長 寺島事業部長。

○寺島修治事業部長 バランスシートについてのご質問をいただいておりますが、地方自治体の統一的な基準による地方公会計の整備促進ということで、本年1月に総務大臣の方から通知がまいっております、地方公共団体におきましては、今後3カ年ぐらいで、そういう公会計での統一的な基準で経理をなささいよというような通知が来ております。我々の方としましても、いろいろ他団体の資料等を参考にバランスシートをつくらせていただいて、また議会の方へもお示しをさせていただいているところでございますが、今後また国のマニュアルなんかも参考にいたしまして、財務書類の作成に関する統一的な基準ということで、さらに研さんを深めて対応を図ってまいりたいと思いますので、また委員の方からもご指導いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○藤城光雄委員長 久保田委員。

○久保田幹彦委員 ありがとうございます。精度の高い決算処理を今後ともよろしくお願いを申し上げまして、終わります。ありがとうございます。

○藤城光雄委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で総括質問を終結いたします。

以上をもちまして、全ての審査を終結いたします。

### [討 論]

○藤城光雄委員長 これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤城光雄委員長 討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

### [採 決]

○藤城光雄委員長 これより議案第11号を採決いたします。

本案を認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○藤城光雄委員長 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の作成については、正副委員長にご一任を願いたいと思います。また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任願いたいと思います。

決算特別委員会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、平成26年度の決算につきまして終始熱心な審査を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日の委員会をもちまして、日程の全てを終了したわけですが、改めまして皆様にお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

決算特別委員会を閉会するに当たりまして、管理者のご挨拶の申し出がございましたので、お受けいたしたいと思います。

山本管理者。

○山本 正管理者 平成27年城南衛生管理組合決算特別委員会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

藤城委員長、中井副委員長をはじめ、委員の皆様方には平成26年度の歳入歳出決算につきまして、ご熱心なご審査をいただき、ただ今、認定を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の審査を通じて、委員各位から頂戴いたしましたご指導、ご意見を十分念頭に置きまして、本組合の基本使命でございます管内住民の生活環境の保全及び安心、安全な工場運営に引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに当たりまして、本日の決算特別委員会でいただきました貴重なご指導、ご意見に対しまして心よりお礼を申し上げますとともに、長野議長、山田副議長におかれましては長時間ご臨席を賜りましてまことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○藤城光雄委員長 以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。まことにご苦労さまでした。

午後3時15分閉会

## 議案第10号

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成27年10月13日提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）  
城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）別表第1に掲げる」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の規定は、平成27年10月1日から適用する。

## 議案第12号

監査委員の選任同意を求めるについて

下記の者を監査委員に選任したいので、城南衛生管理組合同規約（昭和37年城南衛生管理組合告示第1号）第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年11月27日提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正

## 記

氏名 おがわ ひとし  
小川 均  
生年月日 昭和24年5月13日  
住所 京都府綴喜郡井手町大字井手小字里42番地

### 提案理由

平成27年11月27日に本組合の知識経験を有する者から選任する監査委員の任期が満了することとなるため、城南衛生管理組規約第11条第2項の規定により、本組合監査委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

### 議案第13号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例を制定するについて

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成27年11月27日提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例（案）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年城南衛生管理組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。



傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の理由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の理由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75

	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の理由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の理由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の理由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84

遺族基礎年金（当該補償の理由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の理由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の理由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 改正後の条例附則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき理由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた適用日前の期間に係る

年金たる補償及び適用日前に支給すべき理由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付理由とするものをいう。)又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付理由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付理由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付理由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給理由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。